

水 球 競 技 ハ ン ド ブ ッ ク

2 0 2 3 - 4 - 1



公益財団法人 日本水泳連盟

目 次

(公財)日本水泳連盟 競技者資格規程	1
(公財)日本水泳連盟 水球競技一般規則	6
水球競技規則序文	10
(公財)日本水泳連盟 水球競技規則	11
(公財)日本水泳連盟 ジュニア水球競技規則	80
水球競技における懲戒規程	82
試合の勝ち点と順位付け方法	87
水球競技公認審判員規程	91
水球競技公認審判員規程施行細則	98
水球競技公認審判員審査委員会会則	100
水球審判員・競技役員行動規範	103
水球競技役員的心得	105
水球競技役員の構成と配置	108
水球競技役員の職務	110
ガイドライン	122
(1) 施設	122
(2) 本部席配置図 (例)	123
(3) 競技用備品リスト	124
オフィシャルシート様式サンプル	125
肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程	134
競泳競技会において着用又は携行することができる 水泳用品、用具のロゴマーク等についての取扱規程	137
プール公認規則 (抜粋)	143

(公財)日本水泳連盟 競技者資格規程

(目 的)

第1条 公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「日本オリンピック委員会」という。）及び世界水泳連盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟に登録する選手（以下「競技者」という。）に対する競技者資格規程を定める。

(スポーツマンシップ)

第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。

- 2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。
- 3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

(競技者の定義)

第3条 本規程の競技者とは、競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング及び日本泳法の男女の競技者をいう。

(競技者の資格)

第4条 競技者は本連盟の加盟団体を經由して、本連盟に競技者登録をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、世界水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に参加することができる。

- 2 競技者は、前項団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の加盟団体を經由して、本連盟の許可を得なければならない。

(賞金等の受け取り)

第5条 競技者が前条に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬(以下「賞金等」という。)付であった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。

- 2 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は、本連盟に帰属するものとする。

(競技者の肖像等の利用及び商行為)

第6条 競技者は、第7条及び第8条に違反しない限りにおいて、自己の肖像等(動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの。以下同様とする。)を自ら利用することができる。

- 2 前項の場合、競技者は、自己の肖像等の利用が第7条及び第8条の商行為(報酬の有無を問わず、営利を目的とする行為をいう)に該当するか否かに十分留意しなければならない。

(競技者がなし得る商行為及び届け出義務)

第7条 競技者は、自らの責任において、つぎの商行為(自己の肖像等を利用する場合を含む。)を行うことができる。

ただし、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷つけたり、水泳競技の健全な普及・発展を妨げることは厳につつしまなければならない。

- (1) 水着及びウェア・キャップ・持ち物に本連盟が許可した所属チーム等の名称・マーク、メーカーのロゴマーク以外に本連盟の事前承認を得たスポンサーのロゴマークを付して競技すること

- (2) 水泳競技の普及、発展を目的とした水泳教室や講習会を主催すること及び同目的で開催される水泳教室や講習会に協力すること
- (3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ・インターネット放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演又は参加すること

- 2 競技者は、前項各号の商行為を行う場合、マネジメント会社、芸能事務所またはプロダクション（以下、マネジメント会社等という）を利用することができる。この場合、マネジメント会社等は、前項の各商行為に必要な限りにおいて、競技者の肖像等を利用することができる。
- 3 競技者は、第1項各号の商行為を行うに際し、事前に本連盟に届け出て、承認を得なければならない。前項のマネジメント会社等を利用するに際しても同様とする。

(競技者に禁止される商行為)

第8条 競技者は、前条にかかわらず、商行為のうち、自己の肖像等をテレビ・ラジオ・インターネットコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることができない。

- 2 ただし、前項にかかわらずつぎの各号に該当するときは自己の肖像等を広告媒体物に使用することを認める。
 - (1) 本連盟が定めた「肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程」により、除外認定競技者として認められたとき
 - (2) 日本オリンピック委員会が推進するマーケティングプログラム・肖像権システムに基づき、シンボルアスリート等に認定され、競技者が同意したとき
 - (3) 本連盟が競技・強化事業を推進するために、個人及び

集団の肖像等を活用するとき

- (4) 本連盟が推進するマーケティングプログラムにより、個人の肖像等を活用するとき。なお、その対価として本連盟に支払われる報酬（都度料）等の配分については、その都度当該競技者と協議し決定する。
- (5) 競技者の登録団体（競技団体及び競技者登録規程第2条に定める登録団体）（旧所属を含む）が肖像等を活用するとき。ただし、以下の条件を遵守することとする。
 - ① 競技者の登録団体（競技団体及び競技者登録規程第2条に定める登録団体）以外の企業、団体または個人に外部委託することはできないものとする。
 - ② 旧所属の企業また、団体が肖像等を活用する場合は、競技者本人及び新所属の承諾を要する。
 - ③ 小、中、高校生の肖像等の活用は、親権者の承諾を要する。

- 3 競技者は、営利を目的としたSNS (Social Network Service)の利用（報酬等の収入の有無を問わない）をすることができない。ただし、前項各号に定める場合に該当する場合は除く。

（違反競技者に対する処分）

第9条 本連盟に登録された競技者が、つぎの各項に該当すると認められたときは、本連盟処分規程に基づき処分を受ける。

- (1) 第2条のスポーツマンシップに違反したとき
- (2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会が禁止した競技会等（記録会、模範演技会、試泳会その他水泳競技及び演技を含む一切の行事をいう。）に許可を得ずに参加したとき
- (3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が参加する競技会に、その事実を知って参加した

とき

- (4) 本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第7条の商行為をしたとき
- (5) 第8条の禁止される商行為をしたとき
- (6) その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき

(改 廢)

第10条 本規程の改廢は、理事会の決議により行う。

附則1 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

- 2 本規則は、2014（平成26）年2月23日より一部改定施行する。
- 3 本規則は、2014（平成26）年5月30日より一部改定施行する。
- 4 本規則は、2016（平成28）年10月22日より一部改定施行する。
- 5 本規則は、2018（平成30）年4月1日より一部改定施行する。
- 6 本規則は、2022（令和4）年2月26日より一部改定施行する。
- 7 本規程は、2022（令和4）年10月15日より一部改定施行する。
- 8 本規程は、2023（令和5）年4月1日より一部改定施行する。

(公財)日本水泳連盟 水球競技一般規則

第1条 チーム

- (1) 1チームは7名の競技者（うち1名はゴールキーパー）と、6名までの交代選手を含め、最大13名で構成される。
- (2) チームの競技者は、試合前にレフリーの招集を受けなくてはならない。
- (3) 上記に違反した競技者は試合には参加できない。
- (4) ベンチには6名までの交代選手と3名までのスタッフ（監督、コーチなど）が入ることができる。
- (5) 競技本部とは、チームを代表するスタッフのみが話し合いをもつことができる。

第2条 ベンチ

- (1) ベンチにいるすべての競技者は競技中、帽子をかぶっていてもならない。残り時間退水者も同じ。
- (2) ベンチにいる競技者は、チームのユニホーム（水着を含む）を着ていること。スタッフは同一のユニホームを着用すること。
- (3) 試合中は、現に競技を行っている者もベンチにいる者も、審判の判定、指示に従うこと。
- (4) ベンチにいる者は試合中、選手交代など、やむを得ない場合を除いて、ベンチを離れたり、立ち上がったたり、あるいは不必要な発言（前第3項を含む）や行動を行ってはならない。審判の注意にも拘わらず、これらのことが守られなかった場合、規則に従って退場を命じられる。
- (5) ベンチにいる監督は、プレー中の自チーム競技者に対するプレー上の指示を行うときおよびタイムアウトの請求時に、ベンチから立ち上がることができる。また、自チームの攻

撃中に限り必要ならば審判の行動を妨げない範囲で自チームサイドの6 mラインを限度として移動して指示をおこなうことができる。この権利は、監督以外のベンチにいるスタッフには適用されない。ただし、タイムアウトの請求に関しては、監督不在の場合は、コーチ・トレーナーなどの他のチームオフィシャルが、さらにこれらも不在の場合は選手が代行できる。

- (6) 審判から退場処分を受けたスタッフ、選手は、競技エリア（観客席を含む）から出なくてはならない。
- (7) ベンチには応急処置のために使用する最低限の医薬品を持ち込むことができる。
- (8) 以下のものはベンチに持ち込むことも使用することもできない。
 - ① カッターなどの刃物、鋭利な物
 - ② メガホン、ハンドマイクなどの拡声器
 - ③ 携帯電話、無線機など
 - ④ その他、試合運営に支障をきたすと思われる物

第3条 抗議

- (1) 次の場合、抗議ができる。
 - ① 競技のやり方に対する規則、規律が守られなかった場合。
 - ② その他の条件が、競技そのもの、あるいは競技者を危険にさらす場合。
 - ③ 審判の決定が規則に適合していなかった場合。ただし、プレー判定はこれには含まれず、抗議を申し立てることはできない。プレー判定に対する抗議は試合中も試合後も、これを一切受け付けない。
- (2) 抗議は次のように提出されなければならない。
 - ① デレゲートに対して。

- ② 書面で
- ③ 責任あるチームのリーダーから
- ④ 抗議料 50,000 円とともに
- ⑤ 試合終了後 30 分以内に

競技開始前にあらかじめ予見される事項についての抗議は、競技開始前に提出されなければならない。

(3) すべての抗議はデレゲートに考慮される。デレゲートが抗議を退ける場合は、その理由を述べなくてはならない。チームリーダーはこの拒否を上訴審判団に訴えることができる。ただし、上訴審判団の決定は最終のものとなる。上訴審判団が設置されていない大会においては、本連盟もしくは加盟団体に任命された大会総務が裁定をする。

(4) 抗議が却下された場合、抗議料は本連盟（主催団体）に徴収される。抗議が認められた場合、抗議料は返却される。

第4条 棄権

日本水泳連盟主催、公認競技において、組み合わせ抽選が終了した後、主催者への連絡、承認なしに大会を棄権した場合、そのチーム、および競技者は次回大会出場停止を含め、3カ月から最大2年間、競技会出場停止処分となる。

第5条 処分

競技者およびチームに日本水泳連盟・競技者資格規程に対する違反、および水球競技一般規則に対する重大な違反があった場合は、競技者資格規程によって処分を受ける。

※水球競技規則にのっとり、競技者およびチームスタッフの乱暴な行為および不行跡に対する処置については、水球競技における懲戒規程を準用する。その内容は別表のとおりであるが、この取り扱いについても競技者資格規程にのっとり処分を受けるものとする。

水球競技における懲戒規程（抜粋）

反則判定の対象（反則者）	反則行為及び水球規則（VI）懲戒規程（RD）の該当条項	レフリーの合図	当該試合の処分	次試合以降の出場停止処分
競技に参加している競技者	レフリーへの不服従・不行跡（VI.9.13）	レッドカード 退水指示+ 腕を回転させる	交代者ありのゲームエクスクルージョンでベンチから退場（交代者は20秒後、又はルールにのっとって入水できる）	なし
	競技者、ゲームオフィシャルへの乱暴行為（VI.9.14 及び RD4.1 もしくは VI.9.12）	レッドカード 退水指示+ 腕を前で 交差させる	交代者ありのゲームエクスクルージョンでベンチから退場。この反則がプレー中に起きた場合はペナルティ・スローが与えられる。（交代者は4分後に入水できる）	あり （最低2試合、 最高1年間）
競技に参加していない競技者	レフリーへの不服従・不行跡（VI.9.13）	レッドカード 退場指示	ベンチからの退場	なし
	レフリー-或いはゲームオフィシャルへの上記以外の不行跡（RD3.1）	レッドカード 退場指示	ベンチからの退場	あり （最低1試合、 最高1年間）
	競技者、チームオフィシャル、或いはゲームオフィシャルへの乱暴行為（VI.9.14 及び RD4.1）	レッドカード 退場指示+ 腕を前で 交差させる	交代者ありのゲームエクスクルージョンでベンチから退場（交代者は4分後に入水できる）	あり （最低2試合、 最高1年間）
	ゲームオフィシャルに対する重傷、凶器使用、或いは人体への暴行の場合（RD3.2）	同上	同上	あり （最低1年間、 最高終身）
	上記未遂の場合（RD3.3）	同上	同上	あり （最低3試合、 最高1年間）
チームオフィシャル	レフリーへの不服従・不行跡（RD3.1）	レッドカード 退場指示	ベンチからの退場	あり （最低1試合、 最高1年間）
	ゲームオフィシャルに対する重傷、凶器使用、或いは人体への暴行の場合（RD3.2）	同上	同上	あり （最低1年間、 最高終身）
	上記未遂の場合（RD3.3）	同上	同上	あり （最低3試合、 最高1年間）
	競技者、チームオフィシャルへの暴行（RD4.2）	同上	同上	あり （最低1試合、 最高終身）

注1： 出場停止処分となる場合は（公財）日本水泳連盟水球委員会に報告する。

注2： VIは水球競技規則を指し、RDは水球競技における懲戒規程を指す。

(公財)日本水泳連盟 水球競技規則

序 文

本規則は、オリンピック競技会、世界選手権他、世界水泳連盟 (World Aquatics) 主催の全ての国際競技大会に適用されるものとして定められた World Aquatics 水球競技規則に準拠しており、(公財)日本水泳連盟 (Japan Swimming Federation : 以下「本連盟」という) が主催する競技会 (公式競技会) と本連盟により公認された競技会 (公認競技会) を対象として適用される。また、本連盟の加盟団体 (以下「加盟団体」という) が主催する競技会 (公式競技会) と加盟団体により公認された競技会 (公認競技会) もこれを準用しなければならない。

(公財)日本水泳連盟 水球競技規則

1. 競技場と用具	12
2. チームと競技者	12
3. レフリーと競技役員	15
4. 競技時間	16
5. タイムアウト	16
6. 競技の開始と再開	17
7. 得点方法	18
8. オーディナリーファウル	19
9. エクスタルージョンファウル	22
10. ペナルティーファウル	27
11. フリースロー	29
12. ゴールスロー	30
13. コーナースロー	30
14. ニュートラルスロー	31
15. ペナルティースロー	32
16. パーソナルファウル、イエローカード、レッドカード	33
17. 事故、けが、病気	35
18. 水球競技施設	37
19. 付則（一部省略）	42
20. ビーチ・ウォーターポロ競技規則（省略）	

1. 競技場と用具

- 1.1 フィールドエリア、ゴール、ボールおよびその他の設備は付則4に準じる。
- 1.2 男子競技におけるゴールライン間の距離は20 m以上30 m以下とする。女子競技におけるゴールライン間の距離は20 m以上25 m以下とする。競技場の幅は男女とも10 m以上20 m以下とする。
- 1.3 両チームのベンチ側のサイドライン外側沿いにフライングサブステイテューション用のエリアを設ける。このエリアの横幅は0.5～1 mとする。各チームのエリアは自陣ベンチ前のゴールラインからハーフラインまでとする。

2. チームと競技者

チーム構成

- 2.1 各チームは最大13名構成とし、その内11名をフィールドプレイヤー、2名をゴールキーパーとする。チームはフィールド内に7名以下で試合を開始し、その内1名はゴールキーパーとしてゴールキーパーの帽子を着用する。交代要員としての控えフィールドプレイヤーは5名以下とし、控えのゴールキーパーは1名でゴールキーパーの交代要員としてのみ参加できる。フィールド内に7名未満で競技を行うチームはゴールキーパーなしでも構わない。競技中、控えゴールキーパー以外に交代選手がいなくなってしまう場合、正ゴールキーパーもしくは控えゴールキーパーがフィールドプレイヤーとして参加できる。
- 2.2 監督を除き、競技に参加していない競技者は、コーチおよびチームオフィシャルと共にチームベンチに座り、一旦競技が始まったらそこから移動してはならない。ただし、ピリオド

間のインターバル中やタイムアウト時はその限りではない。攻撃側の監督は随時6 mラインまで移動できる。チームのエンドおよびベンチの交替はハーフタイムのみとする。両チームのベンチはオフィシャル席の反対側プールサイドに設置される。

- 2.3 各チームの主将はプレイングメンバーであること。また、監督と共にチームを正しく指導し、規則を守らせる責任を有する。
- 2.4 競技者は透けない水着または水着の下にもう1枚下穿きを着用すること。相手にけがを負わせる可能性のあるものは試合開始前に取り外すこと。
- 2.5 競技者はグリース、油脂を含めて如何なる物質も体に塗ってはならない。そのような物質が塗られていると試合開始前にレフリーが判断した時、速やかに取り除くようレフリーは命じなくてはならない。除去作業の為に試合開始を遅らせてはならない。試合開始後にこの違反が発覚した場合、当該競技者は交代ありのゲームエクスクルージョンとなり、交代者は自陣退水時再入水エリアから直ちに入水できる。

選手交代方法

- 2.6 競技中、フィールドプレイヤーまたはゴールキーパーはチームの定められた交代エリアからフィールドを出ることで随時交代できる。交代者は、退水時再入水エリア内で視認できるように浮上し、交代者と手を水の上でタッチすれば直ちにそこからフィールド内に入ることができる。フライングサブスティテューションの場合、競技者と交代者（この時、交代者は自陣ゴールラインの延長線上後方から交代エリアに入ること）が共に入水した状態で、フィールド外にてお互いに手を

水の上でタッチすることで交代が認められる。交代者は遅滞なく交代できるよう、用意しておく。交代者の用意ができていない場合、交代者抜きで競技は進められる。交代者の用意ができ次第、定められたチームの交代エリアから随時交代でき、規則上必要な場合はお互いの手をタッチした後に交代できる。

2.7 この規則の下でゴールキーパーが交代する時、交代者は例外時を除き、控えのゴールキーパーのみが認められる。なお、レフリーがペナルティースローを与え、そのスローが終了するまで、あるいは VAR 確認中にこの規則の下で交代することはできない。正ゴールキーパーあるいは副ゴールキーパーが試合に参加できない状況となった場合、フィールド内に7名で競技を行うチームは代替のゴールキーパーを参加させなければならない。その場合、ゴールキーパーの帽子を着用する。交代したゴールキーパーが再び競技に参加する場合、ゴールキーパーとしてのみプレイできる。

2.8 出血時を除き、レフリーがペナルティースローを与え、そのスローが終了するまで、あるいは VAR 確認中の交代は認められない。

2.9 交代者は以下の場合、どの場所からでもフィールド内に入ることができる。

(a) ピリオド間のインターバル中、(b) 得点后、(c) タイムアウト中、(d) 出血または負傷している競技者との交代。

2.10 競技者がフライングサブスティテューション以外の目的で、再入水エリアもしくは指定されたサイドライン外側の交代エリア以外から自発的にフィールド外に出た場合、この競技者は罰せられない。この競技者もしくは交代者は、レフリーの許可を得れば再入水エリアからフィールド内に入ることがで

きる。また、この競技者は得点後、タイムアウト後、あるいは次のピリオド開始時にも再入水できる。

3. レフリーと競技役員

3.1 World Aquatics および日本水泳連盟公認競技会の場合、オフィシャルは、レフリー2名、アシスタントレフリー2名、タイムキーパー、セクレタリーおよびビデオアシスタントレフリー1名から構成され、付則5に記された権限と職務を持ち、規則上必要な場合は付則7に記された手順に従う。

3.2 競技規則を遵守させるため、レフリーは試合を完全に統括する。競技者、チームオフィシャル、観客に対するその権限は、レフリーがプール構内にいる間は及ぶ。

3.3 レフリーの権限は以下の通りである。

(i) レフリーは、攻撃チームの優位性が保たれるかどうかの判断に基づき、オーディナリーファウル、エクスクルージョンファウル、ペナルティーファウルを与える（または与えない）裁量を持つ。レフリーは、攻撃の優先性を考慮して反則を判定し、反則を犯したチームにとって有利となるとレフリーが判断した場合、その反則判定を控えることができる。

(ii) 競技者、交代者、観客、あるいはオフィシャルの言動が職務を正しく、中立的に遂行する妨げとなると判断した場合、当該者にプール構内からの退場を命じる権限を有する。

(iii) 競技者、交代者、観客、オフィシャルの言動、あるいはその他の状況が試合を正しい帰結に導く妨げとなると判断した場合、試合を没収する権限を有する。

4. 競技時間

- 4.1 各ピリオド正味8分で4ピリオド行う。競技者がボールに触れた段階で各ピリオドの時間計測が開始される。競技中断の合図で計測は中断される。対応するスローを行う競技者の手からボールが離れた時点か、ニュートラルスローの場合は競技者がボールに触れた時点で計測が再開される。
- 4.2 第1と第2ピリオドおよび第3と第4ピリオドの間に2分、第2と第3ピリオドの間に3分のインターバル時間が与えられる。競技者、監督、コーチ、チームオフィシャルを含むチームは、第3ピリオドが開始される前にエンドを交替する。
- 4.3 World Aquatics および日本水泳連盟公認競技会において、勝敗を必ず決すること。第4ピリオド終了時に同点であった場合、勝敗を決するために付則6にのっとってペナルティーシュートアウトを行う。
- 4.4 試合（もしくは試合の一部）をやり直す必要が生じた場合、その部分の得点、パーソナルファウル、タイムアウトなど全ての記録を削除する。ただし、乱暴行為、不行跡、またはその他のレッドカード処分の記録は残す。

5. タイムアウト

- 5.1 各チームは各試合につき2回タイムアウトを請求できる。タイムアウトの時間は1分。タイムアウトは、攻撃側チームのチームオフィシャルのセクレタリーまたはレフリーに対する「タイムアウト」の申告とT字型の手の合図によって請求できる。ペナルティースローが与えられた時とVAR確認中を除き、随時（ゴールイン後の再開前も含む）請求できる。競技者がボールを保持もしくはドリブルしていれば、その競技者のチームのボール保有権が成立する。タイムアウトの請求

があった場合、セクレタリーまたはレフリーは笛の合図で競技を直ちに中断し、競技者はおのこの自陣に直ちに返ること。又、タイムアウト請求は、試合で使用が認められた機器によって行うこともできる。

- 5.2 タイムアウト後の競技は、レフリーの笛の合図によってボールを保有しているチームがハーフライン上またはその後方からボールをインプレイにすることにより再開される。ただし、コーナースローが行われる前にタイムアウトが請求された場合、そのスローは維持される。
- 5.3 ボールを保有しているチームのチームオフィシャルが、認められた数以上の取る資格のないタイムアウトを請求した場合、競技は中断され、相手側チームの競技者がハーフライン上でボールをインプレイにすることにより再開される。
- 5.4 ボールを保有していないチームのチームオフィシャルがタイムアウトを請求した場合、競技は中断され、相手側チームにペナルティースローが与えられる。タイムアウトの不当請求を行ったチームは、タイムアウト請求権が残っている場合、タイムアウトを請求する権利を1回分失うことになる。
- 5.5 タイムアウト後の再開において、競技者はフィールド内のどの位置にいてもよい。ただし、コーナースローの規則が適用される場合はそれに従うこと。

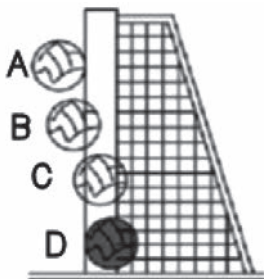
6. 競技開始と再開

- 6.1 公式プログラムに最初に記載されているチームが白帽あるいは自チームを反映する色の帽子を着用し、オフィシャル席から見て左側から試合を開始する。他方のチームが青帽あるいは対照的な色の帽子を着用し、オフィシャル席から見て右側から試合を開始する。

- 6.2 各ピリオドの開始時には、競技者は自陣ゴールライン上に約 1 mの間隔をとって位置し、かつゴールポストから少なくとも 1 m離れていなければならない。ゴールポスト間には 2 人まで入ることが許される。競技者の身体のどの部分も、水面上でゴールラインを越えてはならない。
- 6.3 レフリーは両チームの用意ができたと確認した時、開始の笛を吹き、ハーフライン上にボールを放つか投げる。
- 6.4 得点がなされた後、両チームの競技者はフィールドのハーフラインを境としておのこの自陣に位置する。競技者は水面上でハーフラインを越えてはならない。レフリーは笛を吹き競技を再開する。再開時は得点を許したチームの競技者の手からボールが離れた時に正味時間が再計測される。この規則に反した再開はやり直しとなる。

7. 得点方法

- 7.1 得点はボールがゴールポスト間とクロスバーの下のゴールラインを完全に通過した時に記録される。ゴールラインは、ゴール前面のゴールポスト間を結ぶ架空の線である。図の D のように、ボールがゴールラインを完全に通過した場合、得点となる。得点は握り拳以外の如何なる部分によっても、フィールドのいずれの場所からであっても記録される。
- 7.2 以下の方法で得点できる。



- a) 競技の開始、再開の場合は少なくとも 2 人以上の（防御側ゴールキーパーを除く両チームの）競技者がボールに意図的にプレイもしくは触れた後。

- b) ペナルティースロー。
- c) 防御側のフリースローによるオウンゴール。
- d) ゴールスローからの直接シュート、コーナースローからの直接シュート、6 mラインより外側で与えられたフリースローからの直接シュート。
- e) 6 mライン外で競技者が視認できるようにボールをインプレイにした以下の場合。
 - i) スプリントもしくはピリオド開始後。
 - ii) タイムアウトもしくは得点后。
 - iii) けがによる中断後。
 - iv) 帽子の着用直し後。
 - v) レフリーがボールを取り上げた後、もしくはニュートラルスロー後。
 - vi) ボールがサイドラインからフィールド外に出た後。
 - vii) 6 mラインの外側で与えられたフリースロー後。
 - viii) その他の中断後。

7.3 20秒もしくは30秒（該当するいずれか）の保有時間の経過時、もしくはピリオドの終了時に空中にあったボールがゴールに入った場合は得点となる。これにはゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパー、あるいは他の防御側競技者に当たった後、または水面を跳ねてゴールに入った場合も含む。ただし、他の攻撃側競技者がボールにプレイするか、または意図的に触れた場合、得点は認められない。

8. オーディナリーファウル

8.1 以下の反則（8.2～8.15）のいずれかを犯すことはオーディナリーファウルであり、他に規定がない限り、罰則として相手チームにフリースローが与えられる。

- 8.2 ピリオド開始の際、レフリーの合図の前にゴールラインの先に前進すること。フリースローはボールのある場所から、またはフィールドにボールが放たれていない場合はハーフライン上から行われる。
- 8.3 ピリオドの開始時、あるいは競技時間中において味方競技者を援助すること。
- 8.4 競技中あるいはピリオド開始時に、ゴールポストまたはその取り付け具、プールサイドまたはプールエンドに掴まったり、そこを押して出ること。
- 8.5 プールの底に足をついている時に競技に積極的に参加すること、競技中に歩くこと、あるいはボールにプレイしたり相手をタックルするためにプールの底を蹴って飛び出すこと。この規則は6 mライン内にいるゴールキーパーには適用されない。
- 8.6 タックルされた時にボールを完全に水中に沈めたり、水中で保持したりすること。また、相手から意図的にボールを隠すこと。
- 8.7 握り拳でボールを打つこと。この規則は自陣6 mライン内のゴールキーパーには適用されない。
- 8.8 同時に両手でボールを扱ったり、触れたりすること。この規則は自陣6 mライン内のゴールキーパーには適用されない。
- 8.9 ボールを保持していない相手競技者を押すあるいは押し離れること。
- 8.10 ボールの位置より後方にいる場合を除き、相手側ゴールエリア内に入ること。競技者が2 mライン内に入っても、ゴールエリア外にいれば反則とはならない。ボールの位置より後方にいる味方競技者は、パスを受けるためにゴールエリア内に入ることができる。ゴールエリア内の競技者がシュートせず

に後方へパスした場合、この規則に抵触しないために直ちにゴールエリア内から出なければならない。

8.11 フリースロー、ゴールスロー、コーナースロー、あるいはペナルティースローを規定された方法に反して行うこと。ただし、12.2と13.4に規定されている状況は除く。

8.12 一方のチームが相手ゴールにシュートすることなしに (i) 正味競技時間 30 秒以上、あるいは (ii) エクスクルージョン、コーナースロー、またはペナルティースロー時を含めたシュートの攻撃側へのリバウンドの場合は 20 秒以上ボールを保有し続けること。

保有時間を計測しているタイムキーパーは以下の時、時計(以下、ショットクロック)をリセットする。

(a) ゴールに向かってシュートする競技者の手からボールが離れた時。ボールがゴールポスト、クロスバー、あるいはゴールキーパーに当たってフィールドに跳ね返ったら、保有時間はどちらかのチームがボールを保有するまでは計測を始めないこと。攻撃側チームがボールを保有した場合、ショットクロックは 20 秒にリセットされる。防御側チームがボールを保有した場合、ショットクロックは 30 秒にリセットされる。

(b) 防御側チームがボールを保有した場合、ショットクロックは 30 秒にリセットされる。

(c) 防御側競技者へのエクスクルージョンファウル判定後、ボールをインプレイにした時、ショットクロックは 20 秒にリセットされる。ただし、判定時に残り時間が 20 秒以上ある場合、ショットクロックはリセットされずにそのまま継続される。

(d) ペナルティースロー後に攻撃権の移行がなかった場合、

あるいはコーナースローの場合、ショットクロックは20秒にリセットされる。

- (e) 攻撃権の移行を伴うペナルティースローが与えられた場合、ゴールスローあるいはニュートラルスローの場合、ショットクロックは30秒にリセットされる。

8.13 時間を空費すること。

8.14 ファウルをされているというシミュレーション行為をすること。

8.15 優位なポジションを取るために水中に潜ること。

9. エクスクルージョンファウル

9.1 以下の反則(9.4～9.18)のいずれかを犯すことはエクスクルージョンファウルであり、(規則に別途規定されていない限り)罰則として相手チームにフリースローが与えられ、反則を犯した競技者は退水となる。

9.2 退水者(規則にのっとり残りの競技時間中退水(以下、ゲームエクスクルージョン)となった競技者を含む)は、離水せずに、競技を妨害することなく直ちにフィールド外に出て、自陣ゴールラインの退水時再入水エリアへ行くこと。退水時再入水エリアに入った後、視認できるように水面に浮上し、交代する際は交代者と手を水の上でタッチすること。

9.3 退水者あるいは交代者は、次に挙げる内で一番早く起きた事項の後、自陣ゴールラインの退水時再入水エリアからフィールド内に入ることができる。

- (a) 正味競技時間20秒経過後、セクレタリーが適切な旗を上げた時。

- (b) 得点がなされた時。退水者または交代者はどこからでもフィールド内に入ることができる。

- (c) 退水者のチームがインプレイ中にボールの保有権を再

獲得し、防御側レフリーが入水を合図した時。

- (d) 退水者のチームにフリースロー、ゴールスロー、もしくはペナルティスローが与えられた時。

退水者あるいは交代者は、以下の行為を行ってはならない。

- (i) プールサイドから飛び込んだり、フィールドの壁から押し出たりすること。
- (ii) ゴールの位置に影響を与えること。
- (iii) 退水者が自陣ゴールラインの退水時再入水エリアに戻る前に入水すること。ただし、ピリオド間、得点后、タイムアウト中は除く。

上記規定は、競技者が3つ目のパーソナルファウルを判定されたり、規則にのっとりゲームエクスクルージョンとなった場合、その交代者の入水にも適用される。

- 9.4** 事故、けが、病気、もしくはレフリーの許可があった場合を除き、競技に競技者が離水したり、プールの昇降段に座ったり立ったりすること。退水者が離水した場合（交代者の入水後を除く）、9.13（不行跡）に抵触したとみなされる。
- 9.5** 次項を含め、フリースロー、ゴールスロー、コーナースローに対して妨害をすること。（a）競技の正当な進行を妨げる為に、ボールを意図的に弾き飛ばしたり、ボールを離そうとしないこと、（b）スローを行う者の手からボールが離れる前にボールにプレイを試みること。
- 9.6** 6 mライン外でパスまたはシュートに対して両手でブロックを試みること。
- 9.7** 故意に相手競技者の顔に水を跳ねかけること。
- 9.8** 相手競技者の肩、背、あるいは脚の上を泳ぐことを含め、ボールを保持していない相手競技者の自由な動きを妨げる、

あるいは妨害すること。「ボールを保持する」とは、ボールを持ち上げ、持ち運び、あるいは触れることであり、ボールをドリブルすることは含まれない。

- 9.9 ボールを保持していない相手競技者を捕らえ、沈め、引き戻すこと。
- 9.10 フィールドのいかなる場所においても、両手を使用してボールを保持していない相手競技者を捕えること。
- 9.11 フィールド内の場所を問わず、防御側競技者が攻撃の流れを止める目的で攻撃側競技者に対してファウルを犯すこと。これをタクティカルファウルと呼ぶ。
- 9.12 蹴る、殴るを含め、不適当な動作をすること。
- 9.13 不行跡を犯すこと。不行跡とは、容認できない言葉遣い、過度に激しいプレイ、レフリーやオフィシャルに対する不服従や無礼な態度、または競技を貶める可能性のある、ルールの精神に反する行為などを指す。
 - 9.13.1 競技中にこの行為をした場合、反則競技者は交代ありのゲームエクスクルージョンとなり、競技場から退場しなければならない。交代者は9.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に入水できる。
 - 9.13.2 ピリオド間のインターバル中、タイムアウト中、得点後にこの行為をした場合、反則競技者は交代ありのゲームエクスクルージョンとなり、交代者は競技再開前に直ちに入水できる。競技は通常の方法で再開される。
 - 9.13.3 競技者（単独でも複数でも）が過度に激しいプレイや不行跡行為に該当しないファウルを執拗に繰り返したり、不適切な言葉遣いを用いることなくレフリーやオフィシャルの判定に抗議したりした場合、

レフリーは当該チームにイエローカードを示すことができる。同様な行為が繰り返された場合、レフリーは当該チームの反則競技者に対してレッドカードを示し、9.13（不行跡）にのっとりゲームエクスクルージョンとする。

9.14 相手競技者またはオフィシャルに対し、競技中、プレイ中断中、タイムアウト中、得点后、ピリオド間のインターバル中に乱暴行為（悪意をもって相手を殴る、蹴る、あるいは殴ろう、蹴ろうとすることを含む）を行うこと。反則競技者がゴールキーパーの場合、2.6にのっとり交代ゴールキーパーをフィールドプレイヤーと交換できる。

9.14.1 競技中に起きた場合、反則競技者はゲームエクスクルージョンとなり、競技場から退場し、相手チームにペナルティースローが与えられる。正味競技時間4分経過後、交代者の入水が認められる。

9.14.2 プレイ中断中、タイムアウト中、得点后、ピリオド間のインターバル中に起きた場合、反則競技者はゲームエクスクルージョンとなり、競技場から退場しなければならない。ペナルティースローは与えられない。正味競技時間4分経過後、交代者の入水が認められ、競技は通常の方法で再開される。

9.14.3 レフリーが両チームの競技者に対して乱暴行為の反則判定を同時に下した場合、両競技者はゲームエクスクルージョンとなり、正味競技時間4分経過後、交代者の入水が認められる。ボールを保有していたチームからペナルティースローを行い、次に相手チームがペナルティースローを行う。2つ目のペナルティースローの後、ハーフライン上もしくはそれ

より後方で、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。

9.15 競技中に両チームの競技者が同時に退水判定を受けた場合、両競技者は 9.3 に記載された事項の内、最も早く起きたものまでの 20 秒間か、次のボール保有権の移行時まで退水となる。ショットクロックはリセットされず、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。両退水判定時にどちらのチームもボールを保有していなかった場合、ショットクロックは 30 秒にリセットされ、競技はニュートラルスローから再開される。この規則にのっとり退水となった両競技者は、9.3 に記載された事項の内、最も早く起きたものの後、または次のボールの保有権の移行時に入水できる。

9.16 退水者あるいは交代者の入水が不適切な方法（2.6、2.7、9.3 に従わないことも含む）で行われた時。この競技者にはパーソナルファウルが 1 つ追加されるだけで、記録上はエクスクルージョンファウルとなる。

9.16.1 この反則が、ボールを保有していないチームの競技者によって犯された場合、反則競技者は退水となり、相手チームにペナルティースローが与えられる。

9.16.2 この反則が、ボールを保有しているチームの競技者によって犯された場合、反則競技者は退水となり、相手チームにフリースローが与えられる。

9.17 ペナルティースローを妨害すること。反則競技者は交代ありのゲームエクスクルージョンとなり、9.3 に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水できる。なお、ペナルティースローは維持されるか、適宜やり直しとなる。レフリーは VAR を用いて妨害行為の有無を判断できる。こ

の反則は、ペナルティースローが行われる前やレフリーが笛を鳴らした後に起こり得る。

- 9.18 ペナルティースローを行う際、防御側ゴールキーパーがゴールライン上に正しく位置するようレフリーに一度命ぜられてもそのようにしないこと。他の防御側競技者がゴールキーパーに代わってゴールを守ることができるが、ゴールキーパーの特権と制限は与えられない。

10. ペナルティーファウル

- 10.1 以下の反則（10.2～10.11）のいずれかを犯すことはペナルティーファウルであり、罰則として相手チームにペナルティースローが与えられる。レフリーは攻撃側競技者が一連の動作で得点できるかどうか見極めるために反則判定を控えることができる。その競技者が得点できなかった場合、レフリーはペナルティーファウルを判定しなければならない。ペナルティーの可能性を示すために、レフリーは片腕を上げて良い。
- 10.2 6 mライン内において、おそらく得点となると思われるような場面で、ゴールキーパーまたは他の防御側競技者が反則（10.4～10.7を含む）を犯した時。
- 10.3 退水を命ぜられた競技者が、ゴールの位置に影響を及ぼすことも含め、故意に競技を妨害すること。退水を命ぜられた競技者が速やかに退水しようとししない場合、レフリーはこの規則による故意の妨害とみなすことができる。
- 10.4 ゴールキーパーまたは他の防御側競技者がゴールをひっくり返す、引き下げる、あるいは移動すること。
- 10.5 6 mライン内で防御側競技者が両手でシュートまたはパスのブロックを試みること。

- 10.6 6 mライン内で防御側競技者が握り拳でボールにプレイすること。
- 10.7 6 mライン内でゴールキーパーまたは他の防御側競技者がタックルされた時、ボールを水中に沈めること。
- 10.8 規則の下で競技に参加することを認められていない競技者あるいは交代者が入水すること。加えて、反則競技者はゲームエクスクルージョンとなる。9.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水できる。
- 10.9 ボールを保有していないチームの監督またはチームオフィシャルがタイムアウトを請求すること。ただし、この反則にはパーソナルファウルは記録されない。
- 10.10 チームの監督、チームオフィシャル、選手が得点を妨げる行為あるいは試合を遅延させる行為をすること。これには以下の行為も含まれる。
- (a) 攻撃側競技者がフリースローを行う前に、防御側競技者がボールを故意に投げ捨てること。
 - (b) 6 mライン外でフリースローが与えられ後、直接シュートを妨げるために防御側競技者が6 mライン内にボールを故意に押し戻すこと。
- この反則の場合、監督またはチームオフィシャルに対してパーソナルファウルは記録されない。
- 10.11 攻撃側競技者が6 mライン内でゴールと正対してシュートモーションに入っている時、ゴールキーパーを含む防御側競技者が後方から妨害すること（ただし、防御側競技者がボールのみに対して接触している場合は除く）。また、防御側競技者がこの規則にある反則を犯すことで攻撃側競技者が得点できなかった場合もペナルティーファウルが判定される。シュートまたはシュートの試みが完了するまでレフリーはペ

ナルティーファウル判定を控えなければならない。

- 10.12 競技残り1分以内にペナルティスローがチームに与えられた場合、その監督はボールの保有権を選択することも可能で、その場合はフリースローが与えられる。タイムキーパーはショットクロックを30秒にリセットすること。

この規則にのっとりボールの保有権を選択する場合、監督は速やかにその意思表示を明確に合図しなければならない。

11. フリースロー

- 11.1 フリースローはボールのある場所で行われる。ただし、防御側競技者によって反則が犯された後、ボールがゴールエリア内にある場合、ボールがある場所に最も近い2mライン上から行われる。反則が起きた時にボールがゴールエリア外にある場合、ボールのある場所からフリースローを行う。

- 11.2 フリースローを与えられた競技者は、パスをするか規則で認められたシュートをするを含め、直ちにプレイを再開しなければならない。明らかにフリースローをすぐに行える状況にある競技者がそうしなかった場合、反則となる。ファウルをした防御側競技者は、パスやシュートをブロックするために手を挙げる前に、フリースローを行う競技者から1m以上離れなければならない。これに反した場合、9.5にのっとりフリースロー妨害のため退水を命じられる。

- 11.3 フリースローは、ボールに最も近い位置にいる競技者が不当に遅らせることなく行うこと。また、スローを行う競技者の手からボールが離れるのを他の競技者が見えるような方法で行うこと。そして、その後、他の競技者にパスあるいは規則上可能なシュートをする前にボールを持って運ぶかドリブルすることも許される。フリースローを行う競技者の手から

ボールが離れた時、直ちにインプレイとなる。

- 11.4 競技者が最後に触れたボールが、サイドラインを越えてフィールド外に出た場合（サイドライン上にある、水面よりも高い位置の壁に当たって跳ね返ることも含む）、相手チームにフリースローが与えられる。ただし、ゴールキーパー以外の防御側競技者がシュートをブロックしてサイドラインを越えた場合を除く。この場合、防御側チームにフリースローが与えられる。

12. ゴールスロー

- 12.1 ゴールスローは、防御側ゴールキーパーを除く競技者が最後に触れたボールがゴールポスト間およびクロスバー下を除いたゴールラインを完全に通過した時に与えられる。
- 12.2 ゴールスローは、どの競技者でも 2 m ライン内の任意の場所から行うことができる。ボールが 2 m ライン外にある場合、その場所から行う。スローは、11.3 にのっとり行い、不当に遅らせてはならない。この規則に反したゴールスローはやり直しとなる。

13. コーナースロー

- 13.1 コーナースローは防御側ゴールキーパーが最後に触れたボール、あるいはゴールキーパー以外の防御側競技者が意図をもってプレイしたボールが、ゴールポスト間およびクロスバーの下を除き、ゴールラインを完全に通過した時に与えられる。
- 13.2 コーナースローは、ボールがゴールラインを完全に通過した側の 2 m ラインの所から攻撃側競技者に与えられる。スローは、11.3 にのっとり行い、不当に遅らせてはならない。な

お、一番近い競技者が行う必要はない。

- 13.3 コーナースローを行う際、攻撃側競技者はゴールエリアから出ていなければならない。
- 13.4 コーナースローが誤った場所から行われたり、攻撃側競技者がゴールエリアより出る前に行われた場合、やり直しとなる。

14. ニュートラルスロー

- 14.1 ニュートラルスローは以下の時に与えられる。
 - (a) ピリオド開始時、ボールが一方のチームに明らかに有利な場所にあったとレフリーが判断した時。
 - (b) 両チームの1人またはそれ以上の競技者が同時にオーディナリーファウルを犯し、どちらの競技者が先に反則したかレフリーが判断できない時。
 - (c) 両レフリーが同時におのおの反対のチームにオーディナリーファウルの笛を吹いた時。
 - (d) どちらのチームもボールを保有していない時に、両チームの1人またはそれ以上の競技者が同時にエクスクルージョンファウルを犯した時。両競技者が退水してからニュートラルスローを行う。
 - (e) ボールがフィールドの上部障害物に当たったり引っかかったりした時。
- 14.2 ニュートラルスローを行う際、反則が起きた場所とほぼ同じ横方向の位置から、レフリーは両チームの競技者にボールを取る機会を均等に与えるようにボールを投げ入れる。2 mライン内におけるニュートラルスローは2 mライン上で行う。
- 14.3 ニュートラルスローのボールが明らかに一方のチームに有利な位置に落ちたとレフリーが判断した場合、レフリーはボールを取り上げてスローをやり直すこと。

15. ペナルティースロー

- 15.1 ペナルティースローは、相手5 mライン上の任意の地点から、与えられたチームのどの競技者が行ってもよい。
- 15.2 全ての競技者は6 mライン外に出ること。そして、ペナルティースローを行う競技者より少なくとも3 m離れること。スローを行う競技者の両側には、相手チームの競技者が1人ずつ先にポジション取りする権利がある。防御側ゴールキーパーは、水面上で身体のどの部分もゴールラインを越えないようにゴールポスト間に位置すること。レフリーはフィールドプレイヤーまたはゴールキーパーに正しい位置取りをするよう、1回警告を出すことができる。その指示に従わない競技者は退水となり、9.3にのっとり再入水できる。
- 15.3 ペナルティースローを管理するレフリーは、競技者が正しい位置に着いたこと確認した後、笛による合図と同時に垂直に上げた腕を水平に下ろす。
- 15.4 ペナルティースローを行う競技者はボールを持ち、合図後、直ちに一連の動作でゴールに向かって直接スローすること。競技者は水面上よりボールを持ち上げてスローすること、または上げた手にボールを持ってスローすることができる。そして、ボールがスローする者の手を離れる前に、連続動作が途切れなければ、スローに備えてゴールと反対方向にボールを引くことは許される。
- 15.5 ボールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たって跳ね返った場合、インプレイのままである。そして、得点が成立するために他の競技者がボールにプレイしたり触れたりする必要はない。
- 15.6 レフリーがペナルティースローを与えるのと同時に、タイムキーパーのピリオド終了の合図があった場合、ペナルティースロー

スローが行われる前にスローを行う競技者と防御側ゴールキーパーを除き、全ての競技者は離水すること。この状況下では、ボールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たって跳ね返った場合、その瞬間終了となる。

16. パーソナルファウル、イエローカード、レッドカード

16.1 パーソナルファウルは、エクスクルージョンファウルあるいはペナルティーファウルを犯した競技者に記録される。レフリーは反則競技者の帽子番号をセクレタリーに示すこと。

16.2 3つ目のパーソナルファウルを判定された競技者はゲームエクスクルージョンとなり、9.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水できる。3つ目のパーソナルファウルがペナルティーファウルなら、交代者の入水は直ちに行われる。

16.3 必要に応じてレフリーはチームオフィシャルおよびベンチ内の交代競技者およびフィールド内の競技者をコントロールするためにイエローカードとレッドカードを使わなければならない。イエローカードとレッドカードの使用は全ての World Aquatics および日本水泳連盟公認競技会に適用され、以下の手順にて行うものとする。

16.3.1 レフリーによるイエローカードの提示は、監督に対する公式な警告である。

16.3.2 その後レフリーによるレッドカードの提示は、監督・監督以外のチームオフィシャル・ベンチ内の交代競技者のいずれか該当する全ての者がプールエリアから直ちに退場しなければならないことを示す。監督の行為に応じて、レフリーはイエローカードの提示なしにレッドカードを提示することができる。

- 16.3.3** 監督が退場となった場合、他のチームオフィシャルがその責務を担うことができる。ただし、監督の特権は付与されない。このチームオフィシャルは立ってベンチから離れることはできないが、ルールにのっとりタイムアウトを請求することができる。タイムアウト中・得点后・競技再開前であれば、このチームオフィシャルはチームに指示を出すためにハーフラインまでならプールサイドを自由に移動することができる。
- 16.3.4** 競技中、水中にいる競技者が不行跡を犯した場合、レフリーはその競技者に対してレッドカードを提示し、該当する罰則を与えなければならない。
- 16.3.5** 競技者がスポーツマンシップに反する行為やシミュレーション (8.4) を繰り返しているとレフリーが判断した場合、イエローカードを提示することができる。レフリーは当該チームに対してイエローカードを提示し、当該競技者を指差すこと。その行為が繰り返されるようであれば、不行跡 (9.13) に該当するので、レフリーはチーム・テーブル双方に見えるよう、当該競技者に対してレッドカードを提示すること。
- 16.3.6** 不行跡を犯したチームメンバーは9.13にのっとり罰せられ、直ちにプールエリアから退場しなければならない。
- 16.3.7** 競技者あるいはチームオフィシャルがゲームエクスクルージョンになった場合、競技会統括委員会はその反則の全状況（特にその重大性）を検討し、追加の出場停止処分が必要か判断する。結果は競技終

了後 24 時間以内に当該競技者、チームオフィシャル、そしてチームに通達される。当該競技会の範疇を超えた処分が必要と競技会統括委員会が判断した場合、日本水泳連盟水球委員会および当該競技者が所属する加盟団体に上申する。競技中のレフリーによる裁定の有無にかかわらず、当該競技者あるいはチームオフィシャルが当該競技会中に追加の出場停止処分が必要か否かを判断するに当たり、透明性維持のため、競技会統括委員会は競技会公式映像を検証する権利を有する。

チームオフィシャルが出場停止処分を受けた場合、該当する試合におけるベンチのチームオフィシャル数はそれに応じて減じられる。ただし、ベンチには最低 1 名のチームオフィシャルがいなければならない。

競技者が出場停止処分を受けた場合、該当する試合におけるベンチの競技者数は 13 名まで許容される。ただし、出場選手としてチームリストに登録されており、出場停止処分を受けていない者に限る。

17. 事故、けが、病気

17.1 競技者は事故、けが、病気、もしくはレフリーの許可がある場合にのみ、競技中に離水したり、プールのステップおよびサイドに座ったり立ったりすることが許される。規則にのっとって離水した競技者は、適切な中断時にレフリーの許可を得てから自陣ゴールラインの退水時再入水エリアから入水できる。

17.2 競技者が出血している場合、レフリーはその競技者が水中か

ら出るよう直ちに命じ、交代者を直ちに入水させ、そして、競技は中断することなく続行される。出血が止まった後に、その競技者は競技の通常の行為として交代者となることが許される。

17.3 出血以外の事故、けが、病気が起こった場合、レフリーはその判断により、3分間を超えずに競技を停止することができる。その場合、レフリーはタイムキーパーにいつ競技停止時間が起算されるかを指示すること。

17.4 事故、けが、病気、出血、またはその他予知できない理由により競技が中断した場合、競技再開は中断時にボールを保有していたチームが、中断された場所でボールをインプレイにすること。

17.5 17.2（出血）の状況を除き、交代者が入水したなら、その競技者は再び競技に参加することはできない。

17.6 競技者の負傷によりレフリーが試合を止めた時、乱暴行為を含む不行跡による事象の可能性があるとしてレフリーが判断した場合、この中断中にVARが提供した映像を検証することができる。そのような行為が発生したとレフリーが判断した場合、規則にのっとり罰則を適用し、事象発生時点から競技は再開される。事象発生時点から競技中断までの間にあった得点とパーソナルファウルは取り消される。しかし、イエローカード、レッドカード、乱暴行為、不行跡は記録上残す。もし事象が特定できなかった場合、競技は中断時から再開される。

VARおよびVAR機器を活用する際、付則7に記載されたVAR手順にのっとりレフリーが管理する。

18. 水球競技施設

18.1 一般要件

18.1.1 フィールド寸法と備品類はフィールド図面に準ずる。付則1と2の水球図面1および2参照。

18.1.2 フィールドの総寸法は男子競技では30.60 m × 20.00 m、女子競技では25.60 m × 20.00 mとする。両ゴールライン間の距離は男子競技では20.00 m以上30.00 m以下、女子競技では20.00 m以上25.00 m以下とする。

フィールド角の固定用金具取付場所はゴールライン前面の後方30cmの位置に設ける。

フィールド幅は男女共に10.00 m以上20.00 m以下とする。

この規則への例外適用は、競技会を管轄する連盟の裁量に委ねられる。

18.1.3 水深は一律1.80 m以上とする。

18.1.4 水温は 26 ± 1 ℃ (25℃～27℃)とする。

18.1.5 照度は600ルクス以上とする。

18.1.6 最低天井高は設けない。

18.1.7 フィールドロープ

フィールドロープの直径は0.06 m以上0.12 m以下とする。

フィールドロープは各壁の埋込型固定用金具に取り付ける。

18.1.8 フライングサブスティテューションエリア

フライングサブスティテューションを行えるエリアを、フィールドのチームベンチが置かれている側のサイドラインの外側に設ける必要があり、当該エリ

アは0.5 m以上の間の幅を有する必要がある。

各チームのフライングサブスティテューション用の定められた交代エリアは、チームベンチ側のゴールラインからハーフライン間とする。

18.2 オリンピックおよび世界選手権における一般要件

18.2.1 フィールド寸法と備品類はオリンピックおよび世界選手権用フィールド図面に準ずる。付則2水球図面参照。

18.2.2 フィールド寸法

フィールドの総寸法は男子競技では30.60 m × 20.00 m、女子競技では25.60 m × 20.00 mとする。両ゴールライン間の距離は男子競技では20.00 m以上30.00 m以下、女子競技では20.00 m以上25.00 m以下とする。

フィールド角の固定用金具取付場所はゴールライン前面の後方30cmの位置に設ける。

この規則への例外適用は認められない。

18.2.3 水深は一律2.00 m以上とする。

18.2.4 水温は $26 \pm 1^{\circ}\text{C}$ ($25^{\circ}\text{C} \sim 27^{\circ}\text{C}$)とする。

18.2.5 照度は1500ルクス以上とする。

18.2.6 室内プールの場合、最低天井高は7.00 m以上とする。

18.2.7 フィールドロープ

フィールドロープの直径は0.10 mとする。

フィールドロープは各壁の埋込型固定用金具に取り付ける。固定用金具がプールデッキ上に設置されている場合、硬い非伸縮性の延長器具を設置する。設置されたフィールドロープはプール水面から飛び出してはならない。延長器具を含む固定用金具はプー

ル内に 10mm 以上突き出てはならない。固定用金具によるフィールドロープの長さの誤差は、おのこの端で $\pm 10\text{mm}$ 以内とする。

固定用金具は 20kN の負荷に耐えられるよう設置する。瞬間的高負荷を吸収するために引っ張りバネをフィールドロープに取り付け、ワイヤーは 12kN の張力に耐えられるものを使用する。

18.2.8 フライングサブスティテューションエリア

フライングサブスティテューションを行えるエリアを、フィールドのチームベンチが置かれている側のサイドラインの外側に設ける必要があり、当該エリアは 0.5 m 以上の間の幅を有する必要がある。

各チームのフライングサブスティテューション用の定められた交代エリアは、チームベンチ側のゴールラインからハーフライン間とする。

18.2.9 水の塩分濃度

プールの水は淡水を使用しなければならない。

18.3 水球競技施設の備品

18.3.1 標識

- ・フィールドの両側にゴールライン、2 m ライン、6 m ライン、ハーフラインを示す判然とした標識を設置する。これらの標識は競技中、はっきりと視認できなければならない。
- ・固定用金具からゴールライン前面まで長さ 0.3 m を白色で表示する。フィールドの両端で揃えなければならない。
- ・ゴールライン前面から長さ 2 m を赤色で表示する。フィールドの両端で揃えなければならない。

- ・ 2 m 標識から長さ 4 m を黄色で表示する。ゴールライン前面から 5 m の地点を赤色で表示する。フィールドの両端で揃えなければならない。
- ・ フィールドの中間部分を緑色で表示する。男子競技の場合は長さ 18 m、女子競技の場合は長さ 13 m である。センターラインを示すために、緑色標識の中間地点を白色で表示する。
- ・ オフィシャル席と反対側のフィールド角に退水時再入水エリアを設置する。ゴールラインに沿って長さ 2 m である。

18.3.2 審判台

フィールドの両側に設置しなければならない。幅約 1 m、高さは水面から約 70cm である。レフリーがフィールドの端から端まで自由に動けるように、十分な余地を設ける。アシスタントレフリー用にゴールラインにも十分な余地を設ける。フィールド図面にのっとり、審判台も色分けする。付則 1 の水球競技図面参照。

18.3.3 ゴール

- ・ ゴールポストとクロスバーは木製、金属製、あるいは合成材質（プラスチック）とする。形状は長方形、フィールド面の幅は 80mm または 75mm、色は白色とする。
- ・ ゴールポストは堅固な構造とし、各エンドにおいて水面と直角、両サイドから等距離、エンドあるいは障害物から最低 30cm 前方に離れて設置すること。プール底面を除き、ゴールキーパーが足をついたり休憩することのできる構造物がある場合は

ならない。

- ・ゴールポスト間の内寸は 3.0 m である。
- ・クロスバー下部の高さは水面から 0.9 m である。

18.3.4 再入水エリア

退水時再入水エリアは長方形で、寸法は 2.0 m × 約 1 m である。

18.3.5 ゴールネット

ゴールスペースを完全に覆うように、ゴールポストとクロスバーに柔軟なネットを取り付ける。この時、ゴールライン後方のゴールスペース全面に 0.3 m 以上の空間ができること。

18.3.6 セクレタリーテーブル

セクレタリーはレフリーの後方に、審判台と同じ高さ
に設置されたテーブルに着席する。

19. 付 則

19.1 以下の付則は競技規則に組み込まれ、その一部を成す。

付則 1 図面 1 フィールド図面

付則 2 図面 2 オリンピックおよび世界選手権用フィールド
図面 (省略)

付則 3 定義

付則 4 競技場および用具

付則 5 オフィシャル

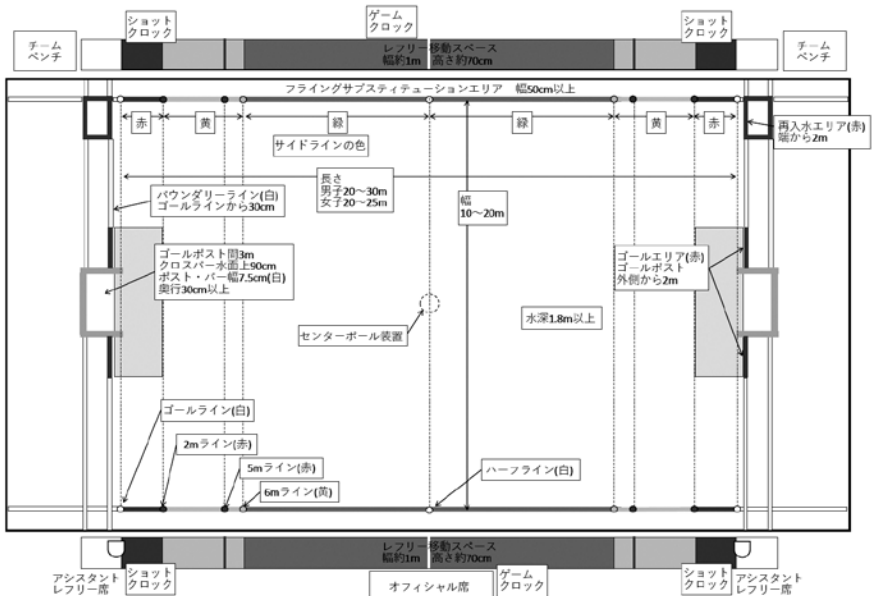
付則 6 ペナルティーシュートアウト (PSO)

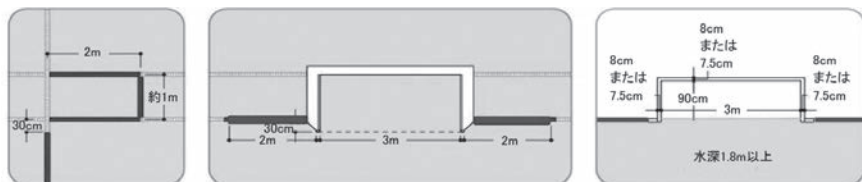
付則 7 ビデオアシスタントレフリー (VAR)

付則 8 エイジグループ競技会

付則 9 競技会方式 (省略)

付則 1 図面 1





付則2 図面2 (省略)

付則3 定義

1. 競技場および用具

- 1.1. 競技場：水球競技の実行のために付則4に示すように規則にのっとって区別された、水面上の範囲。
- 1.2. オフィシャル席：競技中に業務を遂行する競技役員および許可された人員のために準備された範囲。
- 1.3. フライングサブステイテーション：チームが、競技中にフライングサブステイテーションエリアにおいて選手を交替すること。
- 1.4. フライングサブステイテーションエリア：フライングサブステイテーションのためにルールで指定された競技場のサイドラインに沿った範囲。
- 1.5. 得点（定義A）：ボールが、ゴールポストの前面かつクロスバーの下を完全に通過すること。
- 1.6. ゴールライン：ゴールポストの前面によって形成される、競技場の端面（VI.7.1）。
- 1.7. ゴールエリア：両ゴールポスト外側から水平方向に2m、ゴールラインから垂直方向に2mラインまでを範囲とした長方形の範囲。攻撃側選手は、ボールの位置より後方にいる場合を除き、この範囲にボールを保持せずに入ることはできない。

- 1.8. 5 mライン：ペナルティースローが行われるライン。
- 1.9. 6 mエリア：ルールによって指定されたファウルがペナルティーフアウルと判定される、ゴールラインから6 m以内の範囲。
- 1.10. ハーフライン：競技場の中間で、競技場を長手方向に均等に二等分するライン。
- 1.11. ゴール：得点のためにボールが完全に通過しなければならない構造体（付則 4.2）

2. チームおよび交代競技者

- 2.1. チーム：VI 章に定義される水球競技者のチーム
- 2.2. 選手：水球チームの個々の選手
- 2.3. ゴールキーパー：ボールがゴールに入るのを防ぐことを主な役割とする、1 番か 13 番帽子をかぶった個人選手。
- 2.4. 交代選手：すでに競技場にいる、もしくは退水を命じられた選手と入れ替わるために入水する選手。
- 2.5. 補欠選手：その時点でプレイしていない選手。
- 2.6. 指定された横の交代エリア：「フライングサブスティテューションエリア」と同意。
- 2.7. 退水時再入水エリア：退水を命じられた後に、当該選手もしくは交代選手が競技場に戻るための場所。
- 2.8. アドバンテージ：攻撃側選手もしくは攻撃側チームが得点の機会を生むためにプレイを継続する状況。レフリーは攻撃側チームがアドバンテージを保てるように判断しなければならない。
- 2.9. レッドカード：レフリーからの、選手・監督・チームオフィシャルに対する残り時間退場を命じる合図。
- 2.10. イエローカード：レフリーからの、監督に対するその不適切

な振る舞いや不十分なベンチの統率、もしくはチームに対する繰り返されるシミュレーション行為やファウルプレイへの固執への警告の合図。

2.11. 違反競技者：ルールに定義されたファウルを行った競技者。

3. レフリーと競技役員

3.1. ビデオアシスタントレフリー (VAR)：付則7 (VAR プロトコル) に指定された、レフリーがその状況をビデオレビューすることで最終的な判断を下すために用いることが出来る録画再生装置と補助レフリー。

3.2. レフリー：規則に定められた職務により試合を管理する責任を有する競技役員。

3.3. ボールにプレイする可能性：競技者がボールを保有しているときは、ボールを動かすことによりプレイを継続できる。

3.4. センターフォワード：相手側の2 mライン付近かつ通常はゴールポストの間が主なポジションである攻撃側選手。

3.5. センターバック：攻撃側センターフォワードをマークすることが主な役割である守備側選手。

3.6. アシスタントレフリー：ボールがゴールに入ったか、どの選手が最後にボールに触れてボールがゴールラインを通過したかの判断においてレフリーを補助するため、またレフリーの指示に従って新たなボールを供給するためにゴールラインの延長上に位置する競技役員。

3.7. 開始または再開：ピリオドの始まり、ゴールの後、レフリーがボールを取り上げて競技を止めた後の競技の開始。

4. 競技時間

4.1. 正味時間：各ピリオド正味8分間、4ピリオドの合計32分間。

競技者がボールに触れた段階で各ピリオドの時間計測が開始される。レフリーやショットクロックの指示する中断で計測は停止され、競技者がルールにのっとってボールをプレイしたとき、シュートまたはパスしたときに計測が再開される。

- 4.2. ペナルティーシュートアウト：第4ピリオド終了時に同点であった場合、勝敗を決する手段。手順は付則6に定める。
- 4.3. 攻撃側レフリー：レフリーの右側に位置するゴールの前における攻撃側状況に主に注意を払うレフリー。
- 4.4. 守備側レフリー：レフリーの左側に位置する攻撃側状況をコントロールするレフリー。このレフリーは、一般的に攻撃側ゴールと、ゴールから最も離れた攻撃側競技者の間の位置を保つ。

5. タイムアウト

- 5.1. タイムアウト：攻撃側チームによりペナルティースロー時とVAR レビュー時を除いていつでも請求できる1分間のプレイの中断。各チームは1試合当たり2回のタイムアウト請求の権利がある。
- 5.2. イリーガルタイムアウト：権利の無いチームによって請求されたタイムアウト。
- 5.3. 保有：一方のチームの選手がボールを手を持つかボールとともに泳いでいる状況。

6. 得点の方法

- 6.1. ボールをプレイ状態に戻す視認可能な方法：ボールを保持している選手の手からボールが離れること。ボールを左手から右手に投げることはプレイ状態に戻したと考えられる。

- 6.2. フェイク：シュートを打つふりをする事。
- 6.3. スイムアップ：ピリオドの初めにボールがフィールドの中央に置かれ、試合のスタートの合図として笛が吹かれたときに、ボールの保有のために両チームがフィールドの中央に向かって全力で泳ぐ事。

7. オーディナリーファウル

- 7.1. 不正スタート：不適切にスタートすること。レフリーの合図の前にスタートすることやゴールの位置に影響を及ぼしたり、押して離れる事。
- 7.2. ファウル：ルールに抵触すること。試合時間の停止と、相手チームのフリースローを伴う。2種類のファウルがある。
 - ・身体的ファウル（相手選手の動作の継続を妨げる身体的接触）
 - ・技術的ファウル（ルールに反する行為 例：不正スタート、不正再開、ボールを握りこぶしで叩く事、両手でボールにプレイすることなど）
- 7.3. ボールアンダー：相手選手にタックルされたときや相手選手から隠す意図を持ってボールを水面下に保持することにより判定されるオーディナリーファウル。
- 7.4. 両者同時退水：両チームのそれぞれの選手が同時に退水を判定される事。
- 7.5. ゲームの精神：スポーツの特性の定義。その精神にのっとってプレイすることは、チームメイトや相手チームおよび試合そのものに対する敬意を持って、勝利のためにプレイすることである。
- 7.6. プッシュオフ：優位性を得るために手・腕・脚や他の体の部位で相手選手から押し離れる事。
- 7.7. キッキング：パーソナルファウルと判定される、足で相手選

手の身体や顔を、脚で押し離れたり、打ち当てたり、強く押ししたりする行為。

- 7.8. シミュレーション：ファウルを受けたふりをする事。
- 7.9. ドライブ：相手選手と向かい合った状態から、ゴールに近づく有利な位置に積極的に泳ぐことを試みる攻撃の動作。
- 7.10. ドライバー：ゴールに向かってドライブする選手。通常は、相手選手と向かい合った静止状態から始まり、ゴールに近づく有利な位置に積極的に泳ぐことを試みる。
- 7.11. タックル：ボールを保持した選手を捕え、沈め、引き戻し、もしくは妨害すること。
- 7.12. ハーフライン：競技場の途中で、競技場を長手方向に均等に二等分するライン。
- 7.13. オフェンシブファウル：攻撃側選手によってなされた守備側のフリースローとなるファウル。
- 7.14. ボールの保持：ボールを持ち上げ、運び、接触すること。ドリブルは含まれない。

8. エクスクルージョンファウル

- 8.1. 不正入水：競技時間中の、選手によるルールに反した競技参加。
- 8.2. 不正再入水：競技時間中の、交代選手によるルールに反した競技参加。
- 8.3. エクスクルージョンファウル：選手が競技に参加している状態からルールに規定された一定時間離れることを命じられるファウル。
- 8.4. 不行跡：審判の指示に従わないことや審判・相手選手を尊重しない行為を含む不適切な振る舞い。
- 8.5. 乱暴行為：相手選手や競技役員に対する、危害を与えけがを

負わせる意図を持った行為。実際の接触があったかどうかは問わない。

- 8.6. 積極的なファウルプレイ：相手選手のけがを誘発するおそれがある行為。このようなファウル行為の意図は、相手選手の優位性や競技の進行を完全に止めて台無しにし、また相手を挑発することにある。けがをさせる意図が明確にない場合でも、通常は感情的に引き起こされた危険な行為。
- 8.7. ファウルへの固執：攻撃を止める、許容できない守備側選手のファウル。このようなファウルの意図は、相手にけがを負わせることではなく、相手を精神的に圧迫することを含めて、競技の流れ・相手の優位性・スピードを断ち切ることである。
- 8.8. 妨害：相手を捕え、進路妨害するなどの許容できない身体的行為により行動を妨害すること。
- 8.9. ホールディング：行動を制限する意図を持って、手・腕・脚を用いて、相手選手を捕えること。
- 8.10. 沈める行為：相手選手を水面下に押し込むこと。
- 8.11. 引き戻し：相手選手を引っ張ること。
- 8.12. フリースロー・ゴールスロー・ペナルティースローの妨害：それぞれのスロー動作を中断させ妨害すること。
- 8.13. 不適切な動作：仮に接触を伴わなかったとしても、蹴るまたは殴る意図を持ったすべての動作。
- 8.14. ストライキング：殴ること。
- 8.15. タクティカルファウル：特にカウンターアタックにおける、優位性を奪う意図を持ってゲームの流れを止めるための守備側選手によるファウル。
- 8.16. カウンターアタック：守備側選手が体勢を整える前に得点するために、攻撃側選手が一方のエンドから反対のエンドにボールを素早く運ぶ攻防の転換。

9. ペナルティーファウル

- 9.1. ペナルティーファウル：おそらく得点となると思われるような場面を妨害するために6 m線内でなされたすべてのファウル。VI.10.9の他に乱暴行為（VI.9.14）や遅延行為（VI.10.10）もペナルティーファウルとなる。
- 9.2. おそらく得点となると思われるような場面：攻撃側選手がゴールに正対し、攻撃側選手とゴールキーパーの間に他の守備側選手がいない状態で、ファウルが無ければ得点できると考えられる状況。マニュアルに示されているように、ゴールが無人でボールがゴール付近にある場合も含まれる。
- 9.3. バッドパス：ファウルされたか否かに関わらず、攻撃側選手が届くことが出来ないパス。バッドパスの場合には守備側選手にはファウル判定されない。
- 9.4. 守備側選手の前の位置：守備側選手と相手ゴールの間の、優位な位置にいる攻撃側選手。
- 9.5. 遅延行為：得点の可能性を妨害するために、攻撃側選手の進行を妨げることやゲームの精神に反する行為。
- 9.6. イリーガルプレイヤー：競技に参加する資格を持たない選手。

10. フリースロー

- 10.1. フリースロー：オーディナリーファウル、エクスクルージョンファウル、タイムアウト・得点・出欠を含むけが・帽子のかぶり直し・審判によるボールの取り上げ・サイドラインからボールが出たとき・その他の遅延からの再開の後にボールをプレイ状態に戻す方法。
- 10.2. シュートやパスのブロック：空中にあるボールを、手・腕・体で止めること。
- 10.3. シュート：相手側ゴールにボールを投じることで得点を狙う行為。

11. ゴールスロー

- 11.1. スロー：ボールをプレイ状態に戻すか、パス・シュートすることを意図して、手からボールを離す動作。
- 11.2. フリースロー：ファウルや中断の後にボールをプレイ状態に戻す方法。
- 11.3. ゴールスロー：VI.12に規定された、守備側チームに与えられたスロー。
- 11.4. ドリブル：ボールとともに泳ぐこと、またはボールとともに前進すること。ボールをドリブルすることはボールの保有ではあるが、ボールの保持とはみなされない。
- 11.5. パス：ボールをチームメイトまたはチームメイトがコントロールしているエリアに向かって投げること。ボールをコントロールし続ける意図を持って、チームメイト（または自分自身）に向かって投げること（得点の意図を持った動作とは異なる）。

12. コーナースロー

- 12.1. コーナースロー：VI.13.2に規定された、攻撃側チームに与えられた相手側2m線上からのスロー。
- 12.2. ダイレクトショット：以下の場合ゴールに直接シュートできる。
 - A) 選手・ボール・ファウルの位置が6m以遠で与えられたフリースロー
 - B) ペナルティースロー
 - C) コーナースロー (VI.7.2)

13. ニュートラルスロー

- 13.1. ニュートラルスロー：どちらのチームもボールを保有していないときにボールをプレイ状態に戻す方法。両側選手の間で

かつボールを取る均等な機会を保つように審判がボールを放つことで再開する。

14. ペナルティースロー

- 14.1. ペナルティースロー：相手側ゴールキーパーのみに防ぐ機会がある5 m線上からの妨害されないシュート。ゴールキーパーはゴールポスト間でゴールライン後方に位置し、審判のスローの合図の後に前方に動くことができる。守備側選手は、シュートする選手の手からボールが離れた後に、6 m線かつシュートする選手から3 mのエリアに入ることができる。

15. パーソナルファウル

- 15.1. パーソナルファウル：エクスクルージョンファウルまたはペナルティーフアウルに対して、個人に記録されるファウル。

16. 補足

- 16.1. 攻防の転換：一方のチームが攻撃から守備へ、またはその逆になる、競技の局面。
- 16.2. 攻撃側選手：ボールを保有しているチームの選手。そのチームはボールをコントロールし、得点する機会を有する。
- 16.3. 守備側選手：ボールをコントロールせず、保有しないチームの選手。チームのゴールを守る選手。

付則4 競技場および用具

1. 競技場

- 1.1. 競技会の主催組織は、競技場の正確な計測と標示の設置を責任を持って行い、規定された装置と用具を全て用意する。
- 1.2. 2人制レフリーによる試合の競技場は、図にのっとなったレイ

アウトおよび標示とする。おのおののゴールポストの外側から2 mのバウンダリーライン上を赤色で示し、ゴールエリアを示すこと。

- 1.3. 1人制レフリーによる試合の場合は、レフリーはオフィシャル席と同じ側に位置し、アシスタントレフリーは反対側に位置する。
- 1.4. World Aquatics および日本水泳連盟公認競技会の競技会におけるフィールド寸法、水深、水温および照度は、Water Polo Facilities Rules において定める。
- 1.5. フィールドの両側に判然とした標識を設置し、以下のものを示す。
 - (a) 白色の標識 - ゴールラインとハーフライン。
 - (b) 赤色の標識 - ゴールラインから2 mの地点。
 - (c) 黄色の標識 - ゴールラインから6 mの地点。
 - (d) ペナルティースローを行う位置を示す為に、赤色の標識をゴールラインから5 mの地点に設置する。

サイドラインは以下のように色分けすること。ゴールラインから2 mラインまでは赤色、2 mラインから6 mラインまでは黄色、そして6 mラインからハーフラインまでは緑色。

- 1.6. 退水後の再入水エリア（以降、退水時再入水エリアと記載）を示す為に、各エンドの、オフィシャル席と反対側の端から2 mの所に赤色の標識を設置する。
- 1.7. フライングサブステイテーションを行えるエリアを、フィールドのチームベンチが置かれている側のサイドラインの外側に設ける必要があり、当該エリアは最低0.5 m～1.0 mの間の幅を有する必要がある。各チームのフライングサブステイテーション用の定められた交代エリアは、チームベンチ側のゴールラインからハーフライン間とする。

- 1.8. レフリーがフィールドの端から端まで自由に動けるように、十分な余地を設ける。同じく、アシスタントレフリーの為にゴールラインの延長線上に場所を設ける。
- 1.9. セクレタリーの為に、おのおの 35cm × 20cm の赤、黄、青、白の旗を用意する。

2. ゴール

- 2.1. ゴールポストとクロスバーは堅固な構造とし、形状は長方体、フィールド面の幅は 8 cm または 7.5cm、色は白色とする。設置位置は各ゴールライン中央とし、開口部は各エンドから最低 30cm 前方に離れていること。
- 2.2. ゴールポスト間の内寸は 3 m である。水深が 1.5 m 以上の場合、クロスバー下部の高さは水面から 90cm である。水深が 1.5 m 以下の場合、プールの底から 2.4 m とする。
- 2.3. ゴールエリアを完全に覆うように、ゴールポストとクロスバーに柔軟なネットを取り付ける。この時、ゴールライン後方のゴールエリア全面に 30cm 以上の空間ができること。

3. ボール

- 3.1. ボールは球状で、自動閉鎖弁付きの空気室がなければならない。防水性があり、外部の縫い目およびグリースやそれに類したコーティングがあってはならない。
- 3.2. ボールの重さは 400 g 以上 450 g 以下とする。
- 3.3. 男子競技の場合、ボールの外周は 68cm 以上 71cm 以下とする。空気圧は 7.5-8.5 ポンド平方インチ (PSI) とする。
- 3.4. 女子競技の場合、ボールの外周は 65cm 以上 67cm 以下とする。空気圧は 6.5-7.5 ポンド平方インチ (PSI) とする。

4. 帽子

- 4.1. 帽子は、レフリーの認めた、赤色およびボールの色とは対照的な色とする。レフリーが指示した場合、白色または青色の帽子を着用しなければならないことがある。ゴールキーパーは赤色の帽子をかぶり、番号とイヤガードの両方（国内限定適用）はフィールドプレイヤーの帽子本体部と同色とする。帽子は顎の下で紐で結ぶ。プレイ中に選手の帽子が脱げた場合、当該選手のチームがボールの保有権を有している時の適切な中断時に着用し直す。帽子は競技中着用していること。
- 4.2. 帽子には柔軟なイヤガードを取り付ける。
- 4.3. 帽子の両側に高さ10cmの番号を付ける。ゴールキーパーは1番を着用し、それ以外の選手は2～13番を着用する。交代ゴールキーパーは赤色の13番を着用する。レフリーの許可およびセクレタリーへの申告なしに、競技中に帽子番号を替えてはならない。
- 4.4. 国際大会の場合、帽子の前面に3文字の国際国別コードを表示する。国旗の表示は任意である。国別コードの高さは4cmとする。

5. 計時装置

- 5.1. 明確に視認可能な計時装置により、減算方式で時間を表示しなければならない。

付則5 オフィシャル

1. World Aquatics および日本水泳連盟公認競技会におけるオフィシャル
 - 1.1. World Aquatics および日本水泳連盟公認競技会の場合、オフィシャルは、レフリー2名、アシスタントレフリー2名、

タイムキーパー 2 名、セクレタリー 2 名およびビデオアシスタントレフリー 1 名から構成され、おのこの以下の権限と職務を持つ。このオフィシャル構成は、可能な限り他の競技会でも踏襲すること。しかし、アシスタントレフリーなしの 2 人制レフリーの場合、レフリーがアシスタントレフリーの職務を遂行する（ただし、アシスタントレフリー用のハンドシグナルは用いない）。

試合の重要度に応じて、以下に従って、4～9 名のオフィシャルが担当する。

- (a) レフリーとアシスタントレフリー：レフリー 2 名とアシスタントレフリー 2 名、またはレフリー 2 名とアシスタントレフリーなし、またはレフリー 1 名とアシスタントレフリー 2 名。
- (b) タイムキーパーとセクレタリー：タイムキーパー 1 名とセクレタリー 1 名の場合、VI.8.14 にのっとり、タイムキーパーは各チームの連続ボール保有時間を計測する。セクレタリーは正味競技時間、タイムアウト、ピリオド間のインターバルを計測し、VI.10.1 にのっとり試合中の記録をつけるに加え、規則の下で退水となった競技者の退水時間を計測する。

タイムキーパー 2 名とセクレタリー 1 名の場合、第 1 タイムキーパーは正味競技時間、タイムアウト、そしてピリオド間のインターバルを計測する。第 2 タイムキーパーは VI.8.14 にのっとり、各チームの連続ボール保有時間を計測する。セクレタリーは試合の記録をつけることに加え、競技規則に記載されている全ての職務を遂行する。

タイムキーパー 2 名とセクレタリー 2 名の場合、第 1 タイムキーパーは正味競技時間、タイムアウト、そしてピリオド間のインターバルを計測する。第 2 タイムキーパーは VI.8.14 にのっとり、各チームの連続ボール保有時間を計測する。第 1 セクレタリーは試合の記録をつける。第 2 セクレタリーは退水者の不正入水、交代者の不正入水、そして退水と 3 つ目のパーソナルファウル関連を管理する。

- (c) ビデオアシスタントレフリー：競技規則において必要とされる状況で両レフリーを補佐する。

2. レフリー

- 2.1. 競技中、両レフリーは互いにコミュニケーションするための音声通信機を用いる。デレゲートと VAR も端末を持つが、オフィシャルテーブルに必要な情報を受け取り明確化するためだけに用いる。
- 2.2. 事実関係に対するレフリーの全ての決定は最終で、競技規則の解釈には試合中従うこと。レフリーは試合中の如何なる場面の事実関係を推測してはならず、実際に目にしたものを能力の範囲内で最大限解釈すること。
- 2.3. レフリーは競技開始と再開を合図する為の他、得点、ゴールスロー、コーナースロー（アシスタントレフリーの合図とは無関係に）、ニュートラルスロー、そして競技規則違反を宣告する為に笛を鳴らす。ボールがインプレイになる前であれば、レフリーは判定を変えることができる。
- 2.4. 該当する競技規則にのっとり、どの競技者に対しても退水を判定する権限を有する。退水を命ぜられた競技者が退水することを拒めば、試合を没収する権限を有する。

3. アシスタントレフリー

- 3.1. オフィシャル席と同じ側のゴールラインの延長線上におおの位置する。
- 3.2. アシスタントレフリーの職務は以下の通りである。
- (a) ピリオド開始時、各チームの競技者が各ゴールライン上に正しく位置したら、片腕を垂直に上げて合図する。
 - (b) 不正スタートは両腕を垂直に上げて合図する。
 - (c) ゴールスローは攻撃方向を腕で指すことで合図する。
 - (d) コーナースローは攻撃方向を腕で指すことで合図する。
 - (e) 得点は両腕を上げて交差させることで合図する。
 - (f) 退水者または交代者の不正入水は両腕を垂直に上げることで合図する。
- 6.3. 各アシスタントレフリーに予備のボールを用意し、使用中のボールがフィールド外に出た時、ゴールスローの場合はゴールキーパーに、コーナースローの場合は最寄りの攻撃チームの競技者に、それ以外の場合はレフリーの指示に従ってボールを投入する。

4. タイムキーパー

- 4.1. タイムキーパーの職務は以下の通りである。
- (a) 正味競技時間、タイムアウト、ピリオド間、PSO 開始前のインターバルを計測する。
 - (b) 各チームの連続ボール保有時間を計測する。
 - (c) 規則の下で退水となった競技者の退水時間と並行してその退水者または交代者の入水時間を計測する。
 - (d) 競技の残り1分を音声で通告する。
 - (e) 各タイムアウトの45秒経過および終了を笛で合図する。
- 4.2. レフリーとは独立して、各ピリオドの終了を笛で合図する

(特徴的で、音響効率が良く、そして容易に理解される音であれば他の方法でも可)。以下の場合を除き、合図が鳴ったら、ただちに効力を発揮する。

- (a) 終了の合図と同時にレフリーがペナルティーを判定した場合、競技規則にのっとりペナルティースローが行われる。
- (b) 終了の合図が鳴った時点でボールが空中にあってゴールラインを通過した場合、得点が認められる。

5. セクレタリー

5.1. セクレタリーの職務は以下の通りである。

- (a) 競技者、得点、タイムアウト、エクスクルージョンファウル、ペナルティーファウル、そしてパーソナルファウルを含め、試合の記録をつける。
- (b) 退水時間を管理し、適切な旗を上げること、又は別途定められた別の方法で退水時間の終了を合図する。ただし、退水者のチームがボールの保有権を獲得した場合は、レフリーが退水者あるいは交代者の入水を合図する。乱暴行為を犯した競技者の交代者の入水を、4分経過後に黄色の旗と当該チームの帽子の色の旗を上げること、又は別途定められた別の方法で合図する。
- (c) 退水者または交代者の不正入水を赤色の旗と笛で合図、又は別途定められた別の方法により合図する（これはアシスタントレフリーが不正入水を合図した後でも行う）。この合図で競技はただちに中断される。
- (d) 以下のように、3つ目のパーソナルファウルを遅滞なく合図する。
 - (i) 3つ目のパーソナルファウルがエクスクルージョンファウルの場合、赤色の旗、又は別途定められ

た別の方法で合図する。

- (ii) 3つ目のパーソナルファウルがペナルティーファウルの場合、赤色の旗と笛、又は別途定められた別の方法で合図する。

6. ビデオアシスタントレフリー (VAR)

6.1. ビデオアシスタントレフリーの職務は以下の通りである。

- (a) ゴールかノーゴールの判定に疑義がある状況、あるいは乱暴行為が発生した状況において、適切なタイミングでビデオ映像をもってレフリーに問題提起し助力すること。
- (b) 必要とあれば、その他の状況においてビデオ映像をもってレフリーに助力すること。
- (c) レフリーの要請があった場合、その他の事象のビデオ映像をレフリーに見せる。

7. 2人制レフリーの手引き

7.1. レフリーは試合を完全に統括し、反則や罰則を宣告する権限を等しく有する。レフリー同士の判定の違いは、抗議やアピールの根拠とはならない。

7.2. レフリーを任命する委員会あるいは統括組織は、おのおののレフリーがフィールドのどちら側を担当するかを決める。レフリーはチームがエンドを交替しないピリオド開始前にサイドを交替する。

7.3. 試合開始時および各ピリオド開始時に、レフリーはおのおのの6 mライン上に立つ。開始の合図はオフィシャル席と同じ側のレフリーが行う。

7.4. 得点後の再開の合図は、得点がなされた時、攻撃側を担当し

ていたレフリーが行う。再開の前に競技者の交代があれば、レフリーはそれが完了したかどうかを確認する。

- 7.5. おおのこのレフリーは、フィールドのどの場所の反則も判定することができる。しかし、おおのこのレフリーは、右手側のゴールを攻めている攻撃側の状況を主に担当する。攻撃側の状況をコントロールしていないレフリー（防御側レフリー）は、相手ゴールを攻めている攻撃側チームの最後尾にいる競技者よりも前に位置取りしないこと。
- 7.6. フリースロー、ゴールスロー、またはコーナースローを与える時、レフリーは笛を吹いて判定し、両レフリーは攻撃の方向を示す。そして、それはプールのどの位置にいる競技者からもスローが与えられたチームがどちらなのか、ただちに分かるようであればならない。レフリーは付則 5.8 に示された合図を用い、反則の種類を示す。
- 7.7. ペナルティースローの合図は攻撃側レフリーが行う。ただし、左手でスローを行う競技者は、防御側レフリーにスローの合図を要求することができる。
- 7.8. 両チームに対して同時にフリースローが与えられた場合、ニュートラルスローとなる。スローは攻撃側レフリーが行う。
- 7.9. 両レフリーが同時に、一方のチームにオーディナリーファウル、もう一方のチームにエクスクルージョンファウルあるいはペナルティーファウルを与えた場合、エクスクルージョンファウルあるいはペナルティーファウルが適用される。
- 7.10. 両チームの競技者が競技中に同時にエクスクルージョンファウルを犯した場合、レフリーはボールを取り上げ、両チームとオフィシャル席にどの競技者が退水となったかを明示する。ショットクロックはリセットされず、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。両退水判

定の際、どちらのチームもボールを保有していなかった場合、ショットクロックは30秒にリセットされ、競技はニュートラルスローから再開される。

- 7.11. 両チームに同時にペナルティーファウルが判定された場合、最後にボールを保有していたチームからペナルティースローを行う。2つ目のペナルティースローが行われた後、ハーフライン上もしくはそれより後方で、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。ショットクロックは30秒にリセットされる。

8. オフィシャルが使用する合図

- 図A (i) 各ピリオドの開始、(ii) 得点後の再開、(iii) ペナルティースローの合図：片腕を垂直位置から水平位置に下ろす。
- 図B フリースロー、コーナースロー、ゴールスローの合図：攻撃方向に片腕を差し出し、必要とあればもう片方の腕はボールをインプレイにする場所を指示する。
- 図C ニュートラルスローの合図：スローの場所を指示し、両手の親指を立てて、ボールを取り上げる。
- 図D 退水の合図：反則を犯した競技者を指し、速やかにフィールドのバウンダリーラインの方向に腕を動かす。そして退水者の帽子番号をフィールドとオフィシャル席に見えるように合図する。
- 図E 両退水の合図：両競技者を両手で指し、図Dに従って退水を指示し、ただちに両者の帽子番号を合図する。
- 図F 不行跡によるゲームエクスクルージョンの合図：当該競技者に対してレッドカードを提示後、図D（必要とあらば図E）に従って退水を指示し、フィールドと本部席から見えるように両前腕部を交互に回転させる。その後、レフリーは本部席に対して退水競技者の帽子番号を合図する。
- 図G 乱暴行為によるゲームエクスクルージョンの合図：当該競技者に対してレッドカードを提示後、図D（必要あらば図E）に従って退水を指示し、フィールドと本部席から見えるように両腕を交差させる。その後、レフリーは本部席に対して退水競技者の帽子番号を合図する。
- 図H ペナルティーファウルの合図：5本の指を立てて腕を高く上げる。そして、反則競技者の帽子番号をオフィシャル席に合図する。
- 図I 得点の合図：笛を吹き、ただちにプールの中央部を指す。

- 図 J 相手競技者を捕らえたことによる退水の合図：片方の手でもう片方の手首を掴む。
- 図 K 相手競技者を沈めたことによる退水の合図：水平位置から両手を下方向に動かす。
- 図 L 相手競技者を引き戻したことによる退水の合図：両手を垂直に伸ばして、体の方向に引き付ける。
- 図 M 相手競技者を蹴ったことによる退水の合図：蹴る動作をする。
- 図 N 相手競技者を殴ったことによる退水の合図：握り拳を作って、水平位置から殴る動作をする。
- 図 O 相手競技者を押ししたり、押し離れたりしたことによるオーディナリーファウルの合図：体に近いところから水平方向に腕を押し出す動作をする。
- 図 P 相手競技者を妨害したことによる退水の合図：片方の手にもう片方の手を水平に交差させる。
- 図 Q ボールを水中に沈めたことによるオーディナリーファウルの合図：水平位置から片手を下方向に動かす。
- 図 R プールの底に足をついたことによるオーディナリーファウルの合図：片足を上げ、下方向に動かす。
- 図 S フリースロー、ゴールスロー、コーナースローを不当に遅らせたことによるオーディナリーファウルの合図：手の平を上にして、1、2度上げる動作をする。
- 図 T オフサイドの合図：人差し指と中指で「2」を作り、腕を垂直に伸ばす。
- 図 U 保有時間超過によるオーディナリーファウルの合図：片方の腕で円を描く動作を2、3回行う。
- 図 V 6 m線外からの直接シュートが可能の合図：片腕を垂直に上げる。
- 図 W ボールの保有権転換の合図：攻撃方向に片腕を差し出す。

- 図 X アシスタントレフリーによるピリオド開始準備完了の合図：片腕を垂直に上げる。
- 図 Y アシスタントレフリーによる不正スタート、退水者または交代者の不正入水の合図：両手を垂直に上げる。
- 図 Z アシスタントレフリーによるゴールスロー、コーナースローの合図：片手で水平方向に攻撃方向を指し示す。
- 図 AA アシスタントレフリーによる得点の合図：両腕を上げて交差させる。
- 図 AB 競技者の帽子番号の合図：競技者とセクレタリーに競技者の帽子番号を判りやすく伝達させるためにレフリーは5を超える数字を合図する場合、両手を使うのが望ましい。片手で5を示し、競技者の帽子番号に合わせて、もう一方の手で残りの数を示す。10は握り拳で合図する。10を超える場合、片手で握り拳を出し、競技者の番号に合わせて、もう一方の手で残りの数を示す。



图 A



图 B



图 C



图 D



图 E



图 F



图 G



图 H



图 I



图 J

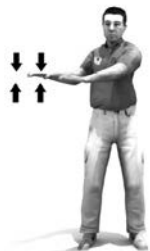


图 K



图 L



图 M



图 N



图 O



图 P



图 Q



图 R



图 S



图 T



图 U



图 V



图 W



图 X



图 Y



图 Z



图 AA



1



2



3



4



5



10

图 AB

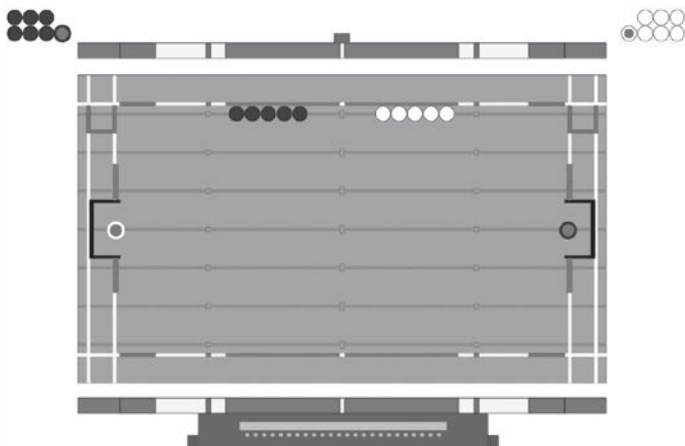
付則6 ペナルティーシュートアウト (PSO)

1. オフィシャル

- 1.1. デレゲート：主に、シューターが PSO に参加できるか（パーソナルファウルが3回の選手、レッドカードを受けた選手、負傷により退いた選手は参加できない）、1巡のシュートが終わった後にシューターが同じ順序であるかを確認する。
- 1.2. レフリー：主に、フィールド内、ベンチ、ゴールキーパーとシューターの位置をコントロールする。
- 1.3. VAR：必要に応じて、ゴールか否かの判断を補助する。

2. 手順

- 2.1. 勝敗を決する必要がある試合における PSO は（VI.4.3により）、以下の手順にのっとり行う。
- 2.2. 第4ピリオド終了後ただちに、以下の手順を含めて3分間のインターバルを設ける。
 - (a) 自チーム側の水中に残る5名のシューターとゴールキーパーを除いた選手は、フィールドを離れてそれぞれのベンチに着席する。



- (b) 両チームのゴールキーパーはそれぞれに相手チーム側のゴールに位置する。
 - (c) 最終ピリオドにチームベンチ側を担当したレフリースはキャプテンを呼び、コイントスによってどちらが先にシュートするか決定する。
 - (d) アシスタントレフリースはその場を離れる。ただし、VARが無い場合、アシスタントレフリースが残って、ゴール判定のみを補助する（国内限定適用）。
- 2.3. 3分のインターバルののち、PSOをただちに開始する。チームの準備が整っていない場合、そのチームの監督はイエローカードによる警告を受ける。その監督がすでにイエローカードを受けている場合にはPSOの遅延によるレッドカードを受ける。もし監督がすでに退場している場合には、他のアシスタントコーチがPSOの遅延によるレッドカードを受ける。
- 2.4. 両側のゴールに交互にシュートを打つに当たり、1人のレフリースがそれぞれのペナルティースローをコントロールする。レフリースは右利きのシューターが容易に視認できる側の5m線上に位置する。左利きの選手がシュートする場合のみ、反対側のレフリースが移動して担当する。
- 2.5. PSOにおいては複数のボールを用いてよい。一方のゴールから反対側のゴールへボールを投げ渡すべきではない。それぞれのゴールの側で用意されたボールを使用する。
- 2.6. それぞれのチーム内でのシューターの順序は最初の5名による1巡目で定義される（PSOの開始前にシュート順のリストを書式に記入する必要は無い）。セクレタリーとデレゲートはペナルティースhootを打った選手の番号を記録するとともに、シューターにPSOに参加する資格があるかを確認する（パーソナルファウルが3回の選手、レッドカードを受け

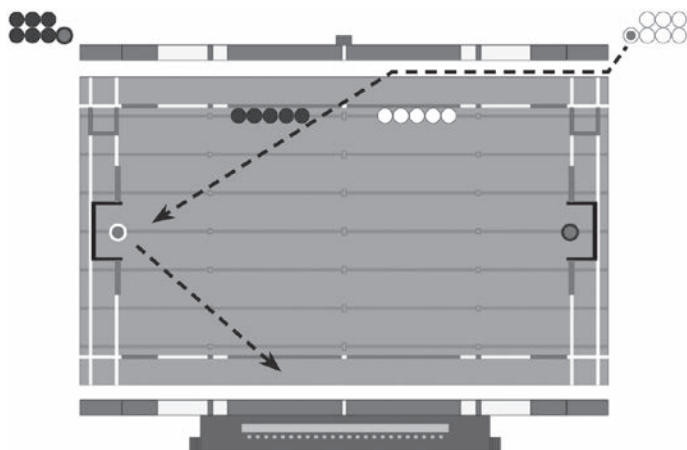
た選手、負傷により退いた選手は参加できない)。1巡の5本のシュートが終わった後に同点であった場合、1巡目と同じ選手が同じ順序で継続する。

- 2.7. フィールドの両エンドで交互にシュートを行う。ただし、フィールドのどちらかのエンド状況がどちらかのチームに有利、不利となるようであれば、全シュートは片側のエンドで行われる。

3. ゴールキーパーの交代

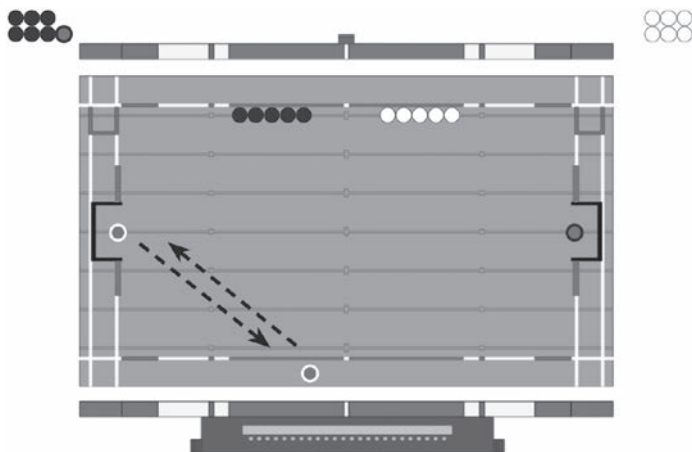
PSOの途中で以下の手順に沿ってゴールキーパーの交代が認められる。図中の点線を参照のこと。

1. 交代のゴールキーパーはハーフライン付近まで歩いた後に入水してフィールドに入り、相手側ゴールの位置に着く。
2. 参加していたゴールキーパーはオフィシャルテーブル前方、プール中央付近のフィールド外に泳いで移動して、PSO終了まで、または再度交代するまで待機する。



4. ゴールキーパーの再交代

図中の点線のように泳ぐことで、PSO の途中で再度ゴールキーパーを交代することができる。



ゴールキーパーが PSO の間に残り時間退水となった場合、水中にいる 5 名のシューターのうちの一人がゴールキーパーの代わりとなるが、ゴールキーパーの特権は与えられない。その後には他の選手もしくは控えのゴールキーパーと交代でき、ゴールキーパーの特権が与えられる。

シューターが PSO の間に残り時間退水となった場合、その選手の位置は PSO の 5 名の順序から削除され、交代の選手が順序の最後に入る。

5. 総括

1. デレゲートはシュートの順序を管理し、得点を記録する。
2. レフリーはチームをコントロールする。
3. PSO の間のウォームアップは認められない。
4. PSO に参加していないすべての選手はベンチに着席していなけ

ればならない。

5. PSO の間、プレイヤーはフィールドロープに捕まったり、もたれかかったりしてはならない。
6. ゴールキーパーは手順に指示されたルートを泳ぐことで交代することが出来る。
7. 交代したゴールキーパーはオフィシャルテーブル前方、プール中央付近のフィールド外にとどまる。
8. 同様の手順で、再度のゴールキーパーの交代も可能である。

付則7 ビデオアシスタントレフリー (VAR)

World Aquatics が VAR 手順を定めた目的は、すべての試合で一貫性と透明性を保ち、現代技術の補助を用いて人的エラーを無くすことにある。

1. 方針

最終判断はいかなる場合もレフリーが下す。レフリーは VAR レビューによって得られた事実に基づいて最初の判断を変更することができる。

その試合のレフリーのみがレビューを要求することができる。ビデオアシスタントレフリーとデレゲートはレフリーに対してレビューするよう通知することだけができる。

レフリーは可及的速やかに、適切なタイミングで試合を中断する。VAR レビューの間を通して、レフリーは他から見える場所に位置する。

迅速性より正確性が一層重要である。したがって、早く判断すべきという時間的制約は無い。

VAR 機器の動作不良や VAR レビューの判断違い、レビューしなかったことや状況的にレビューが不可能だったことによって、試合

が無効になることは無い。

1.1. 適切な中断のタイミングの定義

- ・どちらのチームもボールを保有していない状況
- ・インターバル
- ・コーナースロー
- ・ボールを保有するチームが明確な優位性を持っていない状況
- ・ゴールかノーゴールかが疑わしい状況の後には、遅くとも1回目の攻撃の後にレビューすべきである。

2. レビューの対象となる状況

VARの適用対象は、以下に分類される判定に限る。

- ・ゴールかノーゴールかの判定
- ・保有時間終了時点か、ピリオドの終了時点でのゴール
- ・オフィシャルテーブルでの間違いやタイムアウト請求装置を含めた電子機器の誤動作
- ・退水を命じられた選手がいて、ピリオド終了時にシュートが放たれたときの攻防転換の有無
- ・乱暴な行為の裁定
- ・ペナルティースローの妨害

2.1. ゴールかノーゴールかの判定

レフリーかVARがゴールかノーゴールかに疑義を持った場合、ボールがゴールラインを完全に通過したかを確認するためにレフリーは状況をレビューする。

2.1.1. ゴールを認めた判定の場合

- ・レフリーはゴールか否かをレビューすることを合図し、

- ・ボールを取り上げ、
- ・VAR モニターに近いレフリーは状況をレビューしてゴールを認めるか否かを判断する。
- ・ゴールを取り消す場合には、守備側だったゴールキーパーにボールを戻して、フリースローから再開する。プレイヤーはタイムアウト後の再開と同様に、フィールドのどこに位置してもよい。
- ・ゴールを認める場合、VI.6.4 にのっとって再開する。

2.1.2. ゴールを認めなかった場合

レフリーはレビューする機会を可及的速やかに、適切なタイミングで設ける。ゴールか否かが疑わしい状況の後には、遅くとも1回目の攻撃の後にレビューすべきである。

レビューによってゴールを認める場合、時計をゴールの時間にリセットし、イエローカード・レッドカード・乱暴行為・不行跡を除くすべての得点とパーソナルファウルを無効として、VI.6.4 にのっとって再開する。

レビューによってゴールを認めない場合、時計はリセットせず、最後にボールを保有していたチームのフリースローから再開する。プレイヤーはタイムアウト後の再開と同様に、フィールドのどこに位置してもよい。

2.2. 保有時間終了時点か、ピリオドの終了時点でのゴール

保有時間終了またはピリオド終了に近い瞬間のゴールについて、規定された時間が経過する前にボールが攻撃側選手の手を離れたか否かをレフリーは確認する。

VAR レビューはこのシュートによりゴールが成された直後に行わなければならない。

シュートの結果がコーナースローやリバウンドとなった場合には VAR レビューは行わない。

ピリオドや試合の終了時点でこの状況が発生した場合、ピリオドまたは試合は終了しない。VAR レビューを終了して判定を合図したのちに、レフリーはピリオドまたは試合を終了する。

2.3. ピリオドの終了時点で退水を命じられた選手がいる場合

ピリオドの終了時点で退水を命じられた選手がいて、攻撃側選手が時間経過の時点でシュートを放った場合、次のピリオドの開始時に再入水を認めるか退水状態とするかを判断するためにレフリーは VAR 機器を用いる。

2.2 および 2.3 に規定された以外の状況は、時間の経過に対する VAR レビューの対象とはみなさない。

2.4. オフィシャルテーブルでの間違いや電子機器の誤動作

(ゲームクロック、ショットクロック、タイムアウト請求装置)

オフィシャルの間違いや電子機器の誤動作が発生した場合には、この状況の正しい解決手段を決定するためにレフリーは VAR 機器を用いる。

試合を再開する前に、状況を判断し、解決する。

2.5. 乱暴行為に対する疑義

レフリー、VAR またはデレゲートが、乱暴行為が生じたと疑義を持った場合、レフリーは VAR 機器を用いて状況をレビューする。

- ・乱暴行為が起きたときに試合が中断された場合で、乱暴行為が認識された場合、レフリーは規則にのっとり処分を下し、事象が発生した時間から試合を再開する。乱暴行為が認められなかった

場合には、試合は規則にのっとって再開される。

- ・乱暴行為が起きた時ではなく、以降の適切なタイミングで試合が中断され、乱暴行為が認識された場合、すべての得点とパーソナルファウルを無効とするが、イエローカード・レッドカード・乱暴行為・不行跡はそのまま記録に残される。

2.6. ペナルティースローの妨害

レフリーまたはVARがペナルティースローの妨害に疑義を持った場合、レフリーはVAR機器を用いて状況をレビューする。

判断に従い、試合は規則にのっとって適切な時間から再開される。

3. レビューの順序

[ステップ1]

- A. レフリーが判定または事象をレビューする必要があることを、「チェック」の発言によりVARに伝える。
- B. VARまたはデレゲートからレフリーに対して、「チェック」の発言により判定または事象をレビューすることを推奨する。

[ステップ2]

レフリーは、必要と判断した場合、適切なタイミングでレビューのために試合を中断する。

[ステップ3]

VARモニターで疑いのある状況をレビューする。

[ステップ4]

レフリー間で最終判断を共有しつつ審判台の中央に戻り、判定および再開方法を明確に合図する。

通告担当者から、VARレビューのための中断時と、最終判断についてアナウンスする。追加して、電光掲示板に表示してもよい。

[ステップ5]

最終判断ののち、試合を再開する。

4. レビュー時の選手の位置

VAR レビューの間、選手は自チーム側ハーフにとどまること。

レビューを終えて判定を合図し試合を再開する前には、レビューの間はいかなる再入水エリアからも交代はできない。

VAR レビューをしていないレフリーは、両チームの選手が正しく位置するようにコントロールする。

5. 抗議の対象からの除外

VAR 機器の動作不良や VAR レビューの判断違い、レビューしなかったことや状況的にレビューが不可能だったことによって、試合が無効になることは無い。

6. ビデオレビューのリクエスト

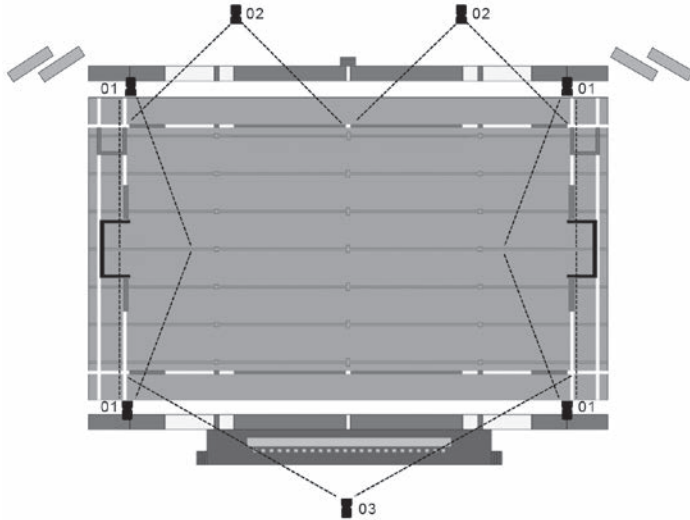
試合後のレビューは、事象が発生した試合後 30 分以内に規定の抗議書面による要求がある場合のみ受け入れられる。

当該競技会の主催者は、チームからの正式な要求が無い場合にはいかなる事象もレビューしない。

当該試合に参加していたチームが、試合後にビデオレビューを要求できる。この要求は抗議書面と同様の条件で提出される。

VAR カメラの配置

下図の配置を原則とし、会場・設備に合わせて位置・台数を調整する。フィールド全体とベンチを撮影・録画できるようにすること。



カメラ 01：ゴールラインの延長上、片側のゴールに2台、合計4台のカメラを設置する。プールサイド・レフリー移動スペースの下段に、水面上約1mの高さに設置する。

カメラ 02：オフィシャルテーブルと反対側に2台のカメラを設置する。それぞれのカメラはフィールドの半面を録画する。カメラは、最良な画質・画角の録画ができるように配置する。

カメラ 03：ベンチの反対側に1台のカメラを設置する。両側のベンチも含め、フィールド全体を録画する。このカメラは最低2k pixelsの解像度で最大の画角（掲載時点で最大160°）を撮影可能なものとする。

付則8 エイジグループ競技会

1. 全てのグループにおける競技者の出場資格は、競技会開催年の12月31日深夜12時の時点における年齢で、1月1日から12月31日までの1年間とする。

2. 水球競技の男女エイジグループは以下の通り：

- ・ 15、16 歳以下（16U、カデット）
- ・ 17、18 歳以下（18U、ユース）
- ・ 19、20 歳以下（20U、ジュニア）

(公財)日本水泳連盟 ジュニア水球競技規則

ジュニア水球競技規則については(公財)日本水泳連盟水球競技規則と原則として同様であるが、以下の条項は次の通り読み替えるものとする。

なお、年齢区分は次の通りとする。

A区分：12歳以下男女

B区分：15歳以下男子

C区分：15歳以下女子

記

第1条 フィールド及び用具

付則 4.1.2. A区分およびC区分はゴールライン間の距離を20m以上25m以内とする。

第2条 ゴール

付則 4.2.2. A区分のゴールポスト間の内寸は2mである。クロスバー下部の高さは水面から70cmである。

第3条 ボール

付則 4.3.2. 重さは各区分次の通りとする。

A区分：300g～320g

B区分：400g～450g

C区分：340g～380g

付則4.3.3.および4.3.4. 外周および空気圧は各区分次の通りとする。

A区分：58cm～60cm、5.5-6.5 ポンド平方インチ (PSI)

B区分：65cm～67cm、6.5-7.5 ポンド平方インチ (PSI)

C区分：61cm～63cm、5.5-6.5 ポンド平方インチ (PSI)

以上

水球競技における懲戒規程

序 文 以下は水球競技におけるフェアプレー、倫理的・道義的な行動、および一般的な規律に関する基本規程である。

本規程には水球競技会に参加、あるいは居合わせる全てのチーム、水泳連盟関係者、加盟団体水球関係者、競技者、チーム代表者およびチームオフィシャル、サポーター、観衆、さらには関連オフィシャルあるいは他のあらゆる人物が関与した出来事に関する方策が記載されている。

本規程は2006年4月1日より有効となっている。

本規程の目的は水球競技が障害なく公正に運営されることを担保し、水球競技のイメージが傷つき、あるいは悪評が立つ行為に対して制裁を賦課することである。

第1条 競技規則への付則および補足

1.1 本規程は水球競技規則および行動規範を補足するものである。

第2条 オフィシャルによる違反行為

2.1 全ての水球試合に於いてデレゲート、レフリー、ゴールジャッジ、テーブルオフィシャルとして大会主催者などに任命された者による違反行為に対する制裁は当該大会の次試合以降に於ける出場停止であり、当該大会を統括する機関もしくは、大会役員に報告され、追加制裁が検討される。

2.2 全ての水球試合に於いてデレゲート、レフリー、ゴールジャッジ、テーブルオフィシャルとして大会主催者などに任命された者が本規程あるいは行動規範に抵触し、それが不正行為あるいは不公正行為であれば、当該者は最大で終身資格停止となる。

第3条 オフィシャルに対する違反行為

3.1 競技者あるいはチームオフィシャルによる違反行為の制裁は

最低1試合、最高1年間の全ての大会への出場を停止する。

- 3.2 違反行為が重傷を伴ったり、凶器を用いたり暴力行為であったり、その他全ての人体に対する暴力を含む場合、最低1年間、最高で終身、大会への出場を停止する。
- 3.3 違反行為が3.2項に記載される違反行為の未遂行為である場合、出場停止処分は最低で3試合、最高で1年間とする。
- 3.4 3.1、3.2、または3.3に記載された違反行為は、競技開始30分前から競技終了30分後までに行われたものが対象となる。
- 3.5 3.1、3.2、または3.3に記載された違反行為が選手またはチームオフィシャル以外の者によって行われた場合、最低警告ないし退場から最高水球競技会場への一定期間（終身含む）入場禁止処分となる。
- 3.6 第3条に記載されている違反行為に対する最低処分は、当該者の2回目以降の違反行為に応じて延長することができる。

第4条 選手またはチームオフィシャルに対する違反行為

- 4.1 乱暴行為あるいは水球競技規則 VI.8-10に網羅されていない違反行為を、選手が他の選手またはチーム・オフィシャルに対して行った場合、最低2試合の出場停止から最高1年間の全試合出場停止処分となる。
- 4.2 乱暴行為が発生した場合、当該大会を統括する機関は試合後に公式映像を検証し、その行為に対する制裁を科す権利を有する。これは試合中にレフリーが乱暴行為を判定しなかったとしても行使される。乱暴行為発生中に、選手が帽子を脱いだ場合や、帽子をかぶっていない選手がフィールド内に入った場合、追加で処分される。
- 4.3 チームオフィシャルが他の選手またはチームオフィシャルに対して行った場合、最低1試合の出場停止から最高終身全試合出場停止処分となる。

- 4.4 上記以外の者が選手またはチームオフィシャルに対して行った場合、最低退場から最高水球競技会場への一定期間（終身含む）入場禁止処分となる。
- 4.5 第4条に記載されている違反行為に対する最低処分は、当該者の2回目以降の違反行為に応じて延長することができる。

第5条 その他の違反行為

- 5.1 試合中会場内にいるメディア関係者、観客、プール職員、あるいはその他の者に対する選手またはチームオフィシャルによるいかなる違反行為も、最低1年間の全試合出場停止から最高水球競技会場への一定期間（終身含む）入場禁止処分となる。
- 5.2 World Aquatics、いかなる連盟、主催者、統括機関、または個人への、本条項に記載のない口頭・文書による誹謗中傷に対しては、最低6ヶ月から最高終身の資格停止処分となる。
- 5.3 第5条に記載された違反行為に対する最低処分は、当該大会を統括する機関が妥当と認める期間に延長できる。

第6条 制裁賦課の手続き

- 6.1 3.1 および 3.5 に記載される違反行為に対する制裁は試合終了後24時間以内に当該大会を統括する機関により科されるものとし、出場停止となった競技者、チームオフィシャル、その他の人物に対して直ちに通知される。
- 6.2 当該大会を統括する機関は直ちに日本水泳連盟、あるいは大会主催者に対して書面で報告することにより、2.1、2.2、3.2、3.3、4.1、4.2、4.3、4.4、5.1、および5.2の違反行為を行った人物・チームを出場停止にする権利を有する。
- 6.3 2.1、2.2、3.2、3.3、3.5、4.1、4.2、4.3、4.4、5.1、および5.2の制裁は当該大会を統括する機関、あるいは大会役員に

より科されるものとする。

- 6.4 チームが科される同一大会に於ける失格および1試合以上の出場停止処分は、試合終了後24時間以内に当該大会を統括する機関によってなされ、同機関は直ちにその旨を当該チームオフィシャル、当該チームが所属する連盟、大会主催者に通知しなければならない。
- 6.5 3.1、3.2、3.5、4.1、および4.2に記載されていない違反行為に対する「出場停止」の定義は大会主催者によっても別途特定され得るが、出場停止処分を科されている人物・チームは選手、デレゲート、コーチ、チーム代表、医療スタッフ、大会主催者代表、あるいはその所属団体の代表であるかどうかを問わず、主催大会およびその所属団体が行ういかなる行事にも参加できないことを意味する。出場停止期間は当該大会を統括する機関が指定する日付から起算される。
- 6.6 チームオフィシャルが特定の試合に於いて出場停止処分となった場合、ベンチ入りできるチームオフィシャルの人数は通常のチームオフィシャルから出場停止者の人数分を減らしたものとする。ただし、チームオフィシャルは最低1人はベンチにいななければならない。
- 6.7 競技者が出場停止処分を受けた場合、該当する試合におけるベンチの競技者数は13名まで許容される。ただし、出場選手としてチームリストに登録されており、出場停止処分を受けていない者に限る。

第7条 立証責任

- 7.1 水球競技規則および本規程に対する違反行為が行われたことを立証する責務はレフリース、マッチオフィシャル、あるいは当該大会を統括する機関が負うものとする。

第8条 考慮すべき事項

- 8.1 制裁を科す際、違反行為の性質、違反行為が起きた状況、違反行為の重大性、行為の特徴、および本連盟の指針に照らし合わせたその他の考慮すべき点を全て勘案しなければならない。

第9条 控訴

- 9.1 当該大会を統括する機関会によって制裁措置を受けた個人は、処分決定通知を受け取った日付から21日以内にその制裁措置およびその他を含む内容についてその個人が所属する規則にのっとり大会主催者に控訴できるものとする。

試合の勝ち点と順位付け方法

1.1 一般

全試合は World Aquatics および日本水泳連盟水球競技規則にのっとり実施される。実用上の変更は可能である。

原則として、各試合で勝者を決定する。正規試合時間内で勝者が決定しない場合、ペナルティーシュートアウト（以下 PSO）を競技規則にのっとり実施する。

各試合の勝ち点は以下の通り。

- a) 正規時間内の勝ち = 3 点
- b) PSO による勝ち = 2 点
- c) PSO による負け = 1 点
- d) 正規時間内の負け = 0 点

ただし、競技会において PSO を行わない場合、正規試合時間内で同点のときには両チームに勝ち点 1 点を与える。

各チームの順位は合計勝ち点によって決まる。

1.2 総当たり形式のグループラウンドあるいは大会におけるタイブレイク方式

1.2.1 試合ごとの PSO を行なった場合

1.2.1.1 2 チームが同じ勝ち点で並んだ場合、以下の通りに順位を決定する。

- ・直接対決で勝利した（PSO も含む）チームを上位とする。
- ・1 グループに勝ち点で並んだチームが 2 組以上いる場合、最上位の組から決定する。

（例）A、B が 1 位で、C、D が 3 位で並んだ場合、最初に A と C、D の対戦成績、B と C、D の対戦成績を比較して A と B の順位を決定する。

1.2.1.2 3チーム以上が同じ勝ち点で並んだ場合、以下の通りに順位を決定する。

- ・当該チーム同士の対戦結果で上位チームを決定する。
- ・この方法で順位決めをしていく過程で、同順位のチームが2チームになった時点で、上記方法（1.2.1.1）にのっとり残りの2チームの順位を決定する。
- ・以下の順番で比較する。

- 当該チーム間の合計勝ち点
- 当該チーム間の得失点差（PSOの得点は除く）
- 当該チーム間の合計得点（PSOの得点は除く）
- 依然として順位が決定しない場合、最上位チーム（勝ち点が並んでいるチームが複数いる場合は、それら全て）との対戦結果
 - ・まず得失点差を比較し、依然として順位が決定しない場合は合計得点（PSOの得点は除く）を比較する。
- 依然として順位が決定しない場合、次の順位のチーム（勝ち点が並んでいるチームが複数いる場合は、それら全て）との対戦結果を、順次最後まで比較する。
- 依然として順位が決定せず、順位を決定する方法が実質ない場合、最終順位は抽選で決定する。
- 1グループに勝ち点で並んだチームが2組以上いる場合、最上位の組から決定する。
- 得失点差および合計得点を計算する際、PSOにおける得点は考慮しない。

（例）3チームの当該チーム間の合計勝ち点が並び、得失点差がA = +1、B = 0、C = -1の場合、Aの1位が確定する。BとCは直接対戦成績に戻るため、CがBに勝っている場合はCが2位、Bが3位となる。

1.2.2 試合ごとの PSO を行なわなかった場合

1.2.2.1 2チームが同じ勝ち点で並んだ場合、以下の通りに順位を決定する。

- ・直接対決で勝利した（PSO も含む）チームを上位とする。
- ・同点の場合、以下の順番で比較する。
 - 最上位チーム（勝ち点が並んでいるチームが複数いる場合は、それら全て）との対戦結果
 - ・まず得失点差を比較し、依然として順位が決定しない場合は合計得点（PSO の得点は除く）を比較する。
 - 依然として順位が決定しない場合、次の順位のチーム（勝ち点が並んでいるチームが複数いる場合は、それら全て）との対戦結果を、順次最後まで比較する。
 - 依然として順位が決定せず、順位を決定する方法が実質ない場合、最終順位は抽選で決定する。
 - 得失点差および合計得点を計算する際、PSO における得点は考慮しない。
 - ・ 1 グループに勝ち点で並んだチームが 2 組以上いる場合、最上位の組から決定する。

1.2.2.2 3チーム以上が同じ勝ち点で並んだ場合、以下の通りに順位を決定する。

- ・当該チーム同士の対戦結果で上位チームを決定する。
- ・この方法で順位決めをしていく過程で、同順位のチームが2チームになった時点で、上記方法（1.2.2.1）にのっとり残りの2チームの順位を決定する。
- ・以下の順番で比較する。
 - 当該チーム間の合計勝ち点
 - 当該チーム間の得失点差（PSO の得点は除く）

- 当該チーム間の合計得点（PSO の得点は除く）
- 依然として順位が決定しない場合、最上位チーム（勝ち点が並んでいるチームが複数いる場合は、それら全て）との対戦結果
 - ・ まず得失点差を比較し、依然として順位が決定しない場合は合計得点（PSO の得点は除く）を比較する。
- 依然として順位が決定しない場合、次の順位のチーム（勝ち点が並んでいるチームが複数いる場合は、それら全て）との対戦結果を、順次最後まで比較する。
- 依然として順位が決定せず、順位を決定する方法が実質ない場合、最終順位は抽選で決定する。
- 1 グループに勝ち点で並んだチームが2組以上いる場合、最上位の組から決定する。
- 得失点差および合計得点を計算する際、PSO における得点は考慮しない。

水球競技公認審判員規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下本連盟という）および加盟団体が主催または主管する競技会に於ける競技役員のうちで特に水球審判員に関する基準を定めることにより、競技会の正しい運営と審判の公正を図り、合わせて審判員の資質向上を計ると共に、水球競技の普及と発展に資することを目的とする。

(公認審判員の種別)

第 2 条 水球競技公認審判員（以下公認審判員という）の種別は、次の各号に掲げるものとする。

1. 国内水球競技公認審判員
 - イ. 上級公認審判員（以下上級審判員という）
 - ロ. 1 級公認審判員（以下 1 級審判員という）
 - ハ. 2 級公認審判員（以下 2 級審判員という）
 - ニ. 3 級公認審判員（以下 3 級審判員という）
 - ホ. 4 級公認審判員（以下 4 級審判員という）
2. 国際水球競技公認審判員
 - イ. World Aquatics 公認審判員（以下 World Aquatics 審判員という）
 - ロ. 国際公認審判員（以下国際審判員という）

(公認審判員でなければ審判ができない競技会)

第 3 条 公認審判員でなければ審判ができない競技会は、次の各号に掲げるものとする。

1. 本連盟の主催または主管する大会

2. 加盟団体の主催または主管する大会

(公認審判員の資格審査)

第4条 公認審判員の資格審査は、次の各号に掲げるものとする。

1. 公認審判員の資格審査は、審判員として必要な、水球競技に関する専門的知識および審判技術について行う。
2. 公認審判員の資格審査は、本連盟の水球競技公認審判員審査委員会（以下審査会という）が行う。
3. 審査会の審査結果は、本連盟競技者資格審査委員会（以下資格審査委員会という）に提出され、適格と認められた者に対し、本連盟より資格を与える。

(公認審判員の資格)

第5条 公認審判員の資格は、次の各号に掲げるものとする。

1. 4級審判員の資格は次の各号の全てに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。
 - イ. 満18歳以上の者
 - ロ. 本連盟の競技役員登録者
 - ハ. 本連盟の主催または公認の審判講習会の受講者
2. 3級審判員の資格は、第8条2項の審議を経て前項各号の全てに該当した者に与える。
3. 2級審判員の資格は、第8条3項の審議を経て1項各号の全てに該当した者に与える。資格者は審査対象試合を年間5試合以上担当しなければならない。
4. 1級審判員の資格は、第8条4項の審議を経て1項各号の全てに該当した者に与える。資格者は審査対象試合を年間5試合以上担当しなければならない。
5. 上級審判員の資格は、第8条5項の審議を経て1項各号の全

てに該当した者に与える。

(公認審判員の登録)

第 6 条 公認審判員の登録は次の各号に掲げるものとする。

1. 公認審判員は、加盟団体を経て本連盟に公認審判員として登録することができる。
2. 公認審判員登録者には、公認審判員資格証を交付する。
3. 登録料は別に定める。
4. 登録の有効期限は 4 年間とする。

(登録の更新)

第 7 条 登録の更新は、次の各号に掲げるものとする。

1. 公認審判員の登録は、4 年経過するごとに登録の更新をしなければならない。
2. 登録の更新を審査会の認める特別の理由（以下特別の理由という）なく 2 ヶ月以上行わなかった場合、その資格は消滅する。
3. 特別の理由により、登録の更新ができなかった場合、申請により審査会は審査の結果、従前の資格または、その下の資格を認定することがある。

(資格審査の方法および昇格と降格)

第 8 条 資格審査の方法および昇格と降格は、次の各号に掲げるものとする。

1. 4 級審判員の資格は、第 5 条 1 項により申請し、受理された者に与えられる。
2. 4 級から 3 級への昇格は、審査試合 5 試合を消化し、審査会が十分な審査を行い、適格と認められる者を水球委員会から

資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。

3. 3級から2級への昇格は、審査試合15試合（うち10試合以上の「優」評価が必要）を消化した者で審査会が昇格対象者と認めた者についてさらに、審査委員3名の審査を受ける対象試合を消化させ（別個の審査員による審査試合の累積によるもよし、3名の審査員による1試合でもよい）、3名全員の審査員が適格と認め審査会と水球委員会の承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。

4. 2級から1級への昇格は、審査試合15試合（うち10試合以上の「優」評価が必要）を消化した者を審査会で十分な審議を行い、審査会が昇格対象者と認めた者についてのみ、審査委員3名の審査を受ける対象試合または競技会を消化させ、3名全員が適格と認め審査会と水球委員会の承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。

なお、原則として特別の理由なく年度の審判講習会を受講しなかった場合、1年度に審査試合を3試合担当しなかった場合は3級へ降格とする。

5. 1級から上級への昇格は、4年以上1級審判員を継続して務め、競技会全体を統括できる能力を有する者を、審査会と水球委員会が適格と認め承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。

なお、原則として特別の理由なく年度の審判講習会を受講しなかった場合、1年度に審査試合を3試合担当しなかった場合又は審査試合で2回の不可または5回の可で降格とする。

上記、降格の対象外となる特別な理由に該当するものには以下がある。

・ 出産・育児の場合

出産前後を含め、最長2年間。加盟団体の審判担当者に申請すること。

・ 審判審査員を務めた場合

審査試合を審判員および審判審査員として3試合担当していること。

6. 国際審判員は、水球委員会より推薦された2級以上の公認審判員が World Aquatics が主催する国際審判員資格講習会を受講し、合格した者とする。
7. World Aquatics 審判員は、年ごとに World Aquatics から（公財）日本水泳連盟に与えられた人数を、World Aquatics 国際公認審判員資格取得者の中から水球委員会が本連盟に推薦し、本連盟の審査を経て World Aquatics に登録された者とする。
8. 対象試合を審査する委員は、審査会において人選し、指名する。
9. 審査期間は、その年の4月1日から、翌年3月31日までとする。
10. 資格審査の申請手数料は別に定める。

(審査会の構成)

第9条 審査会の構成については、別に定める。

(審査会の職務)

第10条 審査会の職務については、別に定める。

(署名および講習会と研修受講の義務)

第 11 条

1. 公認審判員は、担当した試合の競技記録に署名する。
2. 公認審判員は、水球競技の専門知識および審判技術向上のため、本連盟の主催または公認の審判講習会および研修会に参加しなければならない。
3. 公認審判員は中央講師派遣によるブロック講習会を年 1 回受講しなければならない)

(審判着)

第 12 条 公認審判員は、本連盟または加盟団体が主催または主管する競技会の審判を行う場合、国際慣例に準じ、白シャツ、白スラックス、白靴を着用しなければならない。ただし、競技会で統一された服装がある場合はそれに従う。

(資格の取り消し)

第 13 条 公認審判員は、次の各号に該当するときは審査会が審議を行い、資格審査委員会の承認を得て、その資格を解かれる。

1. 公認審判員から辞意があったとき。
2. 特別の事情によるとき。
3. 満 65 歳に達したとき。
4. 講習会を受講しないとき。

(昇格の判定)

第 14 条 昇格の判定は、次の各号に掲げるものとする。

1. 各人の昇格に対する審査会委員の審査は年 1 回とする。
2. 昇格の審査を受ける対象試合の実施期間は、審査期間のその年の 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(公認審判員資格証携行の義務)

第 15 条 公認審判員が、競技会の審判になったとき、または審判講習会を受講するときは、公認審判員資格証及び競技役員証を携行しなければならない。

(付 則)

第 16 条 本規則施行のため、水球競技公認審判員規程施行細則を定める。

(施 行)

第 17 条 本規定は、1985 年（昭和 60 年）4 月 1 日から施行する。

(改 定)

本規定は、1999（平成 11）年 4 月 1 日より一部改定施行する。

本規定は、2001（平成 13）年 4 月 1 日に遡及し一部改定施行する。

本規定は、2005（平成 17）年 4 月 1 日より一部改定施行する。

本規定は、2006（平成 18）年 4 月 1 日より一部改定施行する。

本規定は、2019（平成 31）年 4 月 1 日より一部改定施行する。

本規程は、2023（令和 5）年 4 月 1 日より一部改訂施行する。

水球競技公認審判員規程施行細則

(資格審査の審査手数料)

第 1 条 規程第 8 条 10 項の資格審査の申請手数料は、4 年間 1,000 円とする。

(登録料)

第 2 条 規程第 6 条の登録料は、3,000 円とする。

(手続き)

第 3 条 施行細則第 1 条、第 2 条の合計 4,000 円は、所定の用紙に必要事項を記入の上、その用紙および写真とともに加盟団体を通じ、本連盟に送付する。

(審査会の構成)

第 4 条 規程第 9 条の審査会の構成は次の通りとする。

1. 審査会委員は、水球競技に関し優れた経験と知識を有し、水球競技規則に精通し、さらに審判技術に対する適切な判断のできる者で構成され、その委員は本連盟水球委員会委員長（以下、水球委員長という）が委嘱する。
2. 審査会委員は、水球委員長を含め最大限 12 名を以って構成される。
3. 水球委員長の任命により、審査会の主査を決定する。
4. 審査会の職務の一部を、審判審査員に委嘱することができる。
5. 審判審査員の人選については、これを水球委員長と主査にて行う。

(審査会の職務)

第 5 条 規程第 10 条の審査会の職務は、次の各号に掲げるものとする。

1. 審査会委員は、本連盟または加盟団体が主催または主管する競技会における公認審判員、審査員、デレゲートを選出し、審判員の技術の評価を行う。
2. 審判審査用紙は別に定める。
3. 審査会委員は、加盟団体の申請に基づき、年ごとに公認審査員の級別資格について審査する。
4. 審査会委員は、審判員規程に基づき対象審判員の審判技術・資質・その他の事項を審議する。
5. 審査会委員は、競技会のデレゲートを兼ねることができる。
6. 審査会主査は、審査会を統括し、その審議事項および結果を水球委員会に提出する。

水球競技公認審判員審査委員会会則

(総 則)

第 1 条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下、本連盟という）水球競技公認審判員規程（以下審判規程という）に基づいて設置された水球競技公認審判員審査委員会（以下審査会という）に関することを定める。

(審査事項)

第 2 条

1. 審査会は審判規程に基づき水球公認審判員の資格を審査する。
2. 審査会は審議事項およびその結果を本連盟水球委員会に提出する。

(審査会委員)

第 3 条

1. 本連盟水球委員会委員長（以下水球委員長という）は、水球競技に関し優れた経験と知識を有し、水球競技規則に精通し、審判技術に対する適格な判断の出来る者を委員として委嘱する。
2. 審査会委員は水球委員長を含め、最大12名とする。
3. 水球委員長は審査会委員の中から主査を任命する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(職 務)

第 5 条

1. 審査会は、本連盟または加盟団体が主催または主管する競技会における公認審判員、審査員、デレゲートを選出し、審判員の技術の評価を行う。
2. 審査会主査は、審査会を統括し、その審議事項および結果を水球委員会に提出する。
3. 審査会は、加盟団体の申請に基づき、年ごとに公認審査員の級別資格について審議する。
4. 審査会は、審判員規程に基づき対象審判員の審判技術・資質・その他の事項を審議する。
5. 審査の結果は、審査会の審議を経て、本連盟水球委員会に提出する。水球委員会において審議された結果は、本連盟競技者資格審査委員会に提出される。
6. 審査会委員は、競技会のデレゲートを兼ねることができる。
7. 審査会は世界水泳連盟（World Aquatics）またはアジア水泳連盟（AASF）の主催する競技会などに派遣する国際審判員を選出し水球委員会に推薦する。

(会 議)

第 6 条

1. 審査会は、水球委員長、主査および委員をもって構成し、水球委員長が招集して、その議長となる。
2. 審査会は、委員会構成委員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き決議することが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表明した者は、出席者とみなす。
3. 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数

のときは、議長の決するところによる。

(審査員)

第 7 条

1. 審査会は、第 5 条 1 項における公認審判員の審判技術をもれなく評価するために、審査員をおくことができる。
2. 審査員は、水球競技規則に精通し、公認審判員に適格な評価ができる者を、審査会と水球委員会が協議し、水球委員長が委嘱する。
3. 審査員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(審査員の職務)

第 8 条

1. 審査員は、審査会によって依頼された競技会の、公認審判員の技術評価を、既定の審判審査用紙に記入し、審査会主査に提出する。
2. 審査員は、担当した試合終了後、公認審判員の審判技術を評価、講評する。

水球審判員・競技役員行動規範

公益財団法人日本水泳連盟水球委員会は、全ての水球審判員・競技役員に対し、『公益財団法人日本水泳連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて』を遵守し、スポーツ振興、価値向上に努め、社会から信頼される団体の一員として自覚した言動をとることを求め、具体的行動指針として本規範を定める。

I. 全般的指針

水球競技に関わる全ての者は法令を遵守し、社会的規範に基づいて行動すること。

特に審判員・競技役員は自身の審判技術向上を怠らず、人間力形成に努め、日常生活においても社会規範としての慣習・道徳・法律を強く意識・励行し、日本水泳界の一員として日本における水球競技を更に発展させるべく、常に自ら言動を律すること。

II. 競技運営に関する指針

1. 審判員・競技役員としての役割を理解し、競技規則にのっとり、担当した試合は平等かつ公平に判定・運営すること。
2. 何らかの利害を生じ得るチーム関係者（監督、コーチ、役員、選手）に対して、大会期間中に周囲から誤解を招くようないかなる行動、言動をとってはならない。
3. 大会運営について知り得た情報をみだりに外部に漏らしてはならない。特に、大会運営者が正式に発表する前の大会情報やその他の内部情報を外部に伝えることは、厳に禁ずる。

4. ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などを利用して情報を発信する際、他者への誹謗中傷や、水球の競技価値を下げると判断されるような言動は、厳に慎むこと。

Ⅲ. 罰 則

本規範に違反した者は、公益財団法人日本水泳連盟『処分規定』にのっとり処分され得る。

以上

水球競技役員的心得

1. 競技役員は、各加盟団体で行われる競技役員講習会に参加し、競技役員の登録および更新をしなければならない。
2. 競技役員は、次の事項について鋭意努力しなければならない。
 - (1) 水球競技の健全な普及・発展を図り、心身ともに健全な発展に寄与すること。
 - (2) 競技場の内外を問わず、競技者の動向に気を配り、公人として相応しい行動をとるように注意、指導に努めること。
 - (3) 「競技者資格規程」および「水球競技規則」に従い、競技会に参加する競技者にその規則を守るよう指導・監督すること。
 - (4) 競技役員は、社会発展のためのスポーツに貢献するために行うものであり、それ以外のなにものでもないことに留意しなければならない。
3. 競技役員は、スポーツ精神にのっとり競技運営に当たり、公平かつ厳正な態度を堅持しなければならない。そのため、特に次の事項に留意すること。
 - (1) 競技規則および競技運営に精通し、自信と責任を持った判断ができること。
 - (2) 多数の観客ならびに競技者が注目していることを自覚し、自己の服装、態度、言動などについて、十分な配慮をすること。
4. 競技役員は、正当な理由なく、委嘱された任務を怠ったり、競技役員として相応しくない行為があったりしたときは、その資

格を取り消されることがある。

5. 競技役員は、競技会を秩序正しく円滑に運営するため、次の事項を遵守すること。

(1) 準備

- a 競技開始 30 分前に所定の場所に集合すること。
- b 競技開始前に準備を要する競技役員（総務、通告、招集など）は、さらにその準備に必要な時間だけ早く集まること。
- c 施設、設備担当の委員は、前日までにその準備を完了しておくこと。

(2) 指示、伝達

- a 水球競技役員長は競技会の開始に先がけて主任を集め、競技会の運営について必要な指示、伝達を行う。
- b 主任は、担当の競技役員に配置などの必要事項について指示を与える。

(3) 待機

競技役員は、直接その準備に従事しないときは、所定の場所で待機する。

待機中は次のことに留意すること。

- a 競技場内での喫煙、飲食は禁じられているので、必要な場合は所定の場所で行う。
- b その場を離れるときは必ず主任に連絡し、その了承を得ること。その場合も、みだりに観客席、選手席などに入ってはならない。
- c 競技の運営を妨げないよう、極力私語を慎むこと。

(4) 入・退場

入・退場には、規則正しく、機敏に行動すること。

(5) 用具管理

競技用具の使用に関しては、事前に点検・確認を行うとともに、その管理に万全を期すること。

(6) 相互の連絡

相互の意思伝達のサインをあらかじめ決めておき、それに従って迅速に行うこと。

(7) 勤務の交代

勤務を確実に遂行するため、その役務を2～3交代にすることが望ましい。

6 服装と携行品

(1) 競技役員は、連盟、および実行委員会が制定したユニホーム（シャツ、ズボン、ネームプレート、靴など）を着用すること。

(2) 開催期間中は、連盟が交付した競技役員手帳を所持し、就任の証明を受けること。

水球競技役員の構成と配置

競技規則上オフィシャルは「4～9人」と規定されているが、水球競技を運営・統括するために、次の役職・人員を配置して連携をとりながら進行していくことが望ましい。また、〈オフィシャル〉B～Hを担当する者は、水球公認審判員資格を取得していることが望ましい。

〈オフィシャル〉

A	レフリー（審判員）	2名
B	デレゲート（試合統括）	1名
C	審判審査員	1名
D	アシスタントレフリー	2名
E	タイムキーパー	2～3名
F	セクレタリー	2～3名
G	ビデオアシスタントレフリー	1名
H	スポッター	1～2名

〈サブ・オフィシャル〉

I	通告	1名
J	得点表示（対戦チーム表示含む）	2名
K	パーソナルファウル表示	2名
L	センターボールリング	1名
M	ボールキーパー	2名

※競技役員は、競技中に他の役職を兼務しないことが望ましい。ただし、電動装置や設備配置上で競技運営上の合理化が図れ、競技進行に支障のない場合はこの限りではない。

デレゲートと審判審査員（最低1名）は大会、試合の規模によって兼任することができる。

競技会の規模によっては、上記の他に戦評筆耕、データ分析、メンバー表受付、招集、記録速報、式典、場内指令などの役職を設ける。

水球競技役員職務

◆水球競技役員長

1. 実行委員会の決定に基づき、大会の運営が円滑に行われるようにコントロールする。
2. 競技の運営を公正かつ円滑に行うため競技者および競技役員を統括する権限を持つ。
3. レフリーの構成と、各試合のレフリー割り当てを行う。
4. 競技の全容が見極められる位置で、競技のすべてを確認する。
5. レフリーに対して十分な責任を持ち、競技会場の点検、記録の確認などを行う。
6. 抗議や退場処分が発生した場合は、それを受け裁定の手配を行う。

A. レフリー（審判員）

1. 他の競技役員と連携をとりながら、担当試合を完全に統括する。その権限は、競技者がプール場内を去るときまで、すべての行為に及ぼされる。
2. 試合中のすべての出来事に関するレフリーの決定は最終のものとなる。
3. 決められた時間に、次の試合に出場する選手を招集し、競技上の注意を与え、必要であればベンチサイドや帽子の色を決定する。

選手が持つ帽子の色・番号が競技規則・メンバー表と合っていることを確認する。

また、選手の爪の点検をし、不適当なものは切らせるとともに、選手の身体に油脂などの塗布、あるいは不必要なものを身体につけていないかを調べ、あるものはこれを取り除かせる。

やむをえないテーピングなどがある場合、相手チームの了承をとった上で認める。

4. 試合終了後は記録表の点検を行ったあと、確認サインをする。
5. 審判審査員の講評を受ける。

B. デレゲート（試合統括）

デレゲートは、試合ごとに指名され、試合運営を円滑に行うために総合的・統括的責任を持つ役員の総称である。

デレゲートの役割および権限は以下の通りである。

1. 試合の運営を公平かつ円滑に行うため競技者やチームオフィシャルおよび当該レフリーや競技役員を統括する。
2. 試合の全容が見極められる位置で、その開始から完全に終了するまでのすべてを統括する。
3. 試合毎のレフリー判定に対して十分な責任を持ち、競技上のトラブルおよび抗議などに対処する。
4. 競技会場の点検を行い、不備な点は改善を促す。
5. 試合終了後は記録表の最終点検を行い、確認のサインをする。

※大会の規模によってはデレゲートが審判審査員を兼ねることができる。

※デレゲートは競技役員資格を有するもので構成される。

C. 審判審査員

1. レフリーの判定について試合を公平かつ円滑に行っているか評価する。
2. 試合の全容が見極められる位置で、その開始から完全に終了するまでを把握する。
3. 審査用紙を記入し、試合終了後、当該レフリーに対して講評を行う。

※審判審査員は競技役員資格を有するもので構成される。

D. アシスタントレフリー

1. 試合開始の際に、選手が正しくゴールラインに位置しているかを確認し、不適當な場合は口頭で注意を与え、正しく整列したとき、片手を上げてレフリーに合図する。

以下の不正なスタートがあったときは、両手を上げて合図する。

- ① ゴールを蹴ってスタートしたとき。
- ② レフリーの試合開始の笛の前にスタートしたとき。
- ③ 味方のプレイヤーの補助を借りてスタートしたとき。

2. 自己の受け持つサイドにおける判定に関し、レフリーに対して責任をもつ。

ゴールスローおよびコーナースローはボール保有チームの攻撃方向へ水平に手を上げて合図する。得点は両手を頭上でクロスするサインを上げて合図する（ただし、これらの最終判定はレフリーが行う）。

3. 以下の不正入水があったときは両手を上げてレフリーに合図する。

- ① 決められた場所以外から入水したとき。
- ② コースロープを手で持ち上げて入水したとき。
- ③ プールの底や壁面を蹴って入水したとき。
- ④ プールサイドから飛び込み、退水時再入水エリアに明確に留まらずに入水したとき。
- ⑤ 退水者が退水時再入水エリアに戻る以前に、また、退水者と交代者が退水時再入水エリアで水上で見えるように互いの手をタッチせずに交代者が入水したとき。

4. あらかじめ補充用のボールを確保しておき、ボールがフィールド外に出たときは、新たに別のボールを投げ入れる。ゴールス

ロー、コーナースローは攻撃側の最も近い選手に、それ以外の場合はレフリーの指示するところに、速やかにボールを投入する。ボールの投入は、必ずアシスタントレフリー自身が行う。

E. タイムキーパー

(1) 競技時間（正味8分）と休憩時間（2分又は3分）の計測

1. 計測の開始は競技者が各ピリオドのスタートにあたってボールに触れたときから始まり、試合が中断したときは次にプレイが再開されるまでこれを停止する。

計測の再開は、フリースロー、ゴールスロー、コーナースロー、ペナルティースローを投ずる競技者の手からボールが離れたときから開始される。ニュートラルスローのときは、レフリーからボールが投げられ、どちらかの競技者がボールに触れたときから開始される。

*フリースローは、レフリーの判断によって、一旦頭上に上げたボールを水面に落としたり、パスする前にドリブルを始めたりしたときにスローと見なし、インプレイとなることがあるので注意すること。

2. ピリオド（8分）が終了したときはブザー（ピストル、笛など）で合図し、直ちに休憩時間（2分又は3分）を計測する。第4ピリオド終了時に同点であった場合はPSO開始までの時間（3分）を計測する。

休憩時間終了の30秒前および終了したときにブザーで合図する。

3. 試合中の得点およびパーソナルファウル（退水、ペナルティーフアウルなど）のとき、分・秒を読んで記録員に知らせる。
4. 最終ピリオド残り1分を通告員に知らせる。

(2) 各チームのボールの継続保有時間(正味30秒または20秒)の計測

1. 各競技者のボール保持、ボールリリース、シュート、あるいはボールの所有権の移行に注意し、ショットクロックのスタート、ストップ、リセットを正確に行う。

*ショットクロックをリセットするケース

- ① 競技者がシュートを試みた場合、その手からボールが離れたとき。(攻撃側が再度ボールを所有した場合は20秒、防御側の場合は30秒)
- ② ボールの保有が完全に移行したとき。(ボールを競り合っている状態で、一瞬移行した場合は、完全な移行とはみなさない)
- ③ パーソナルファウルが発生したとき。(攻撃側が再度ボールを所有した場合は20秒、防御側の場合は30秒。ただし、攻撃側の保有時間が20秒以上の場合その時間が維持される)
- ④ コーナースロー、ゴールスロー、ニュートラルスローが生じたとき。(コーナースローは20秒、それ以外は30秒)

*ショットクロックをスタート、ストップするケースは「タイムキーパー(1)」と同じ。

*シュートされたボールが、競技者やゴールポストに当たって跳ね返ったときは、そのボールをどちらかの競技者が完全に保持したときから新たな攻撃時間の計測を開始する。(フィールドに漂っているボールはまだどちら側のボールともいえないので、必ずどちらかの競技者がボールを完全に保持したときから開始する)

2. スポッターが不在の場合にはオフィシャルの主任としての役割を果たす。

(3) タイムアウトの計測

1. チームオフィシャルからタイムアウト要求のジェスチャー、発声、機器による請求を確認、もしくはレフリーからの指示を確認したら、ブザーでタイムアウトを知らせる。ただちに1分を計測開始し、45秒で予鈴を鳴らし、1分で本鈴を鳴らす。

F. セクレタリー

(1) 記録

1. 試合開始までに、メンバー表から次の試合出場チームの選手名など、必要事項を記録用紙に記入する。
2. 試合中、得点、パーソナルファウルなどをした選手の帽子の色、番号、その時間を、またタイムアウトを取得したチームとその時間を、所定の符号で記録用紙に記入する。
3. 帽子の変更を伴うゴールキーパーの交代があった場合は、明確に記入しておく。
4. 試合終了後は、各項目の記録を再確認し、セクレタリーでパーソナルファウルを照合し、レフリーの確認サインを受ける。

(2) パーソナルファウル管理、退水時間管理

1. 全てのパーソナルファウル（帽子の色、番号、パーソナルファウルの種類とそれが起こったピリオド・時間）を記録する。もし、一人の競技者に3つめのパーソナルファウルが科せられたときは、ベンチを含めて競技者全員に合図する。
 - ① 3つめのパーソナルファウルが退水だった場合は、赤旗で合図する。
 - ② 3つめのパーソナルファウルがペナルティーファウルだった場合は、赤旗と笛（ブザー）で合図して直ちにゲームを中断させる。

2. 退水者の退水時間（正味 20 秒、または 4 分）を計測する。退水時間（正味 20 秒、または 4 分）の計時が 2 つのピリオドにまたがるときは、次のピリオド開始後、どちらかの競技者がボールに触れたときから、残り時間を計測開始する。
3. 不適当な入水があった場合（アシスタントレフリーが不正入水を合図した後であっても）、赤旗と笛で合図し、直ちにゲームを中断させる。

* セクレタリーが確認する不適当な入水とは、

- ① アシスタントレフリーが確認するものと同様の不正入水。
 - ② 20 秒経過前に入水した場合（ただし、レフリーがボールの所有権の移行があったとみなして入水の合図をした場合、得点後は除く）。
 - ③ 退水者が退水時再入水エリアに到達していない状態で交代の競技者が入水した場合、また、退水者と交代者が退水時再入水エリアで水上で見えるように互いの手をタッチせずに交代の競技者が入水した場合。
 - ④ フライングサブステイションにおいて、競技者もしくは交代者が定められたサイドライン側の交代エリアに位置せずに、もしくは水上で見えるように互いの手をタッチせずに、交代者がフィールドに入った場合。
4. 退水者の退水時間（正味 20 秒または 4 分）終了と同時に帽子の色と同じ色の旗を上げて入水許可の合図をし、入水が完了するまで旗を表示しておく。（乱暴行為による退水の場合は黄色の旗も同時に表示する）ただし、規則にのっとって退水者、または交代者が入水を許可される状況にない場合は旗を表示してはならない。

G. ビデオアシスタントレフリー (VAR)

ビデオアシスタントレフリーはゴール判定が可能なビデオ撮影・再生設備がある場合のみ適用される。VAR の役割および権限は以下の通りである。

- ① ゴールかノーゴールの判定に疑義がある状況、あるいは乱暴行為が発生した状況においてレフリーに問題提起する。
- ② ゴールかノーゴールの判定に疑義がある状況、あるいは乱暴行為が発生した状況の再生画像をレフリーに見せる。

H. スポッター

1. オフィシャルの主任として、職務の遂行を管理・補助する。競技の進行全体に気を配り、主に本部席のオフィシャルが正確に機能しているかをチェックし、おこりうるミスを予想しながら各部署に注意を与える。得点、パーソナルファウルなどの事象と選手の番号を声に出してオフィシャルに伝え、各員と認識が合っていることを確認する。
2. レフリーと本部席オフィシャルとのコミュニケーションの場においては本部席側の窓口となる。競技を止める必要がある場合は、レフリーまたはデレゲートに声を掛ける。

I. 通告 (アナウンス)

試合前の選手紹介、試合開始、途中経過、終了などの通告、その他必要事項の場内通告を行う。

※選手の年齢によっては敬称をつけても良い。

1. 選手紹介

「只今より本日の第○試合、ゲームナンバー○、○○対○○の試合を行います。試合に先立ちまして両チームのメンバー、監督ならびに審判団をご紹介します。

帽子の色は白、(チーム名)、1番ゴールキーパー〇〇、2番〇〇……、監督は〇〇です。」(相手チームも同様に紹介する。キャプテンの場合は〇番キャプテン〇〇と通告する。キャプテンがゴールキーパーの場合は、「キャプテン・ゴールキーパー〇〇」と通告する。)

「この試合のレフリーは〇〇、〇〇、アシスタントレフリーは〇〇、〇〇、デレゲートは〇〇、審判審査は〇〇にて行われます。」と通告する。

*個人名に関しては、フルネームで呼名することが望ましい。

2. 試合開始の通告

「白(青)〇〇(チーム名)(〇番〇〇)がセンターボールを取り、第〇ピリオドが開始されました」

3. 競技中

① 得点

「ゴール 白(青)〇〇(チーム名)、〇番〇〇の得点です」

*個人2点目以降の場合、「・・・〇番〇〇、この試合〇回目の得点です」とする。

② 退水

「エクスクルージョン 白(青)〇〇(チーム名)、〇番の退水です」

③ ペナルティーファウル

「ペナルティー 白(青)〇〇(チーム名)、〇番のペナルティーファウルです。青(白)〇〇(チーム名)にペナルティースローが与えられます」

*退水・ペナルティーファウルの時は個人名を通告しない。また、個人のパーソナルファウルが2回目の場合、「なお、〇番は、パーソナルファウル2回目となります」と付け加える。

*パーソナルファウル3回目の時は、②、③のどちらかを通告

した後、

「これで○番はパーソナルファウル3回目となり、残り時間出場できません」

④ イエローカード

「白（青）○○（チーム名）、（チームまたは監督）へのイエローカード」です。」

*シミュレーションなどのプレイには、競技中のチームに対してイエローカードが提示される。

*ベンチのチームオフィシャル・選手の振る舞いには、監督に対してイエローカードが提示される。

⑤ レッドカード

「白（青）○○（チーム名）、○番（または監督、アシスタントコーチ）へのレッドカードです。」

*特定した個人に対してレッドカードが提示される。

4. タイムアウト

「タイムアウト 白（青）○○（チーム名）、○回目のタイムアウトです」

5. ゴールキーパー交代時（1番、13番以外が入る場合）

「ゴールキーパーの交代をお知らせします。白（青）○○（チーム名）、ゴールキーパー13番○○に代わって、○番○○が入ります。」

*ゴールキーパーとその他の選手が交代する場合、交代後に着用している帽子の番号がどの選手に対応しているかを明確にすることが重要となる。得点やパーソナルファウルをどの選手が行ったかを明確に記録するための確認として、現在の着用帽子番号を的確に通告することが求められる。

6. 各ピリオド終了時

「第○ピリオドが終了しました。白○○（チーム名）の合計得

点は○点、青○○（チーム名）の合計得点は○点です。2分間（ハーフタイムは3分）の休憩の後、第○ピリオドが開始されます。」

*第1ピリオド終了時は、「○○の得点（合計得点ではなく）」
と言う。

7. 最終ピリオド残り1分

「残り時間1分です」

8. ペナルティーシュート戦

「第4ピリオドを終了し、白○○（チーム名）、青○○（チーム名）、○対○（点数）で同点です。競技規程により、ペナルティーシュートアウトを行います。ペナルティーシュートアウトは両チームの代表5人によるゴール数で決めますが、5人で決まらない場合はVゴール方式となります。準備ができるまでしばらくお待ちください。」

「お待たせいたしました。これよりペナルティーシュートアウトを行います。」

*以降、『3. 試合中①得点』および『9. 試合終了後』と同様にアナウンスする。

9. 試合終了後

「以上をもちまして第○試合が終了しました。白○○の得点は○点、青○○の得点は○点で、白（青）○○が勝ちました。ご声援ありがとうございました。なお、次は○○対○○の試合で、○時○分から開始されます」

*以上はあくまでも参考である。また、各ピリオド間および試合と試合の間には場内に音楽を流すことが望ましい。

試合中の緊張感を保ちつつも、スリリング、エキサイティングなゲーム進行となるよう、また観客も含め場内にいる全て

の関係者にとって、簡潔で理解しやすい内容であることなど、
通告の果たす役割は重要である。

J. 得点表示

対戦する両チームのチーム名を表示し、ゲームの進行に従って両
チームの得点を表示する。

K. パーソナルファウル表示

各選手のパーソナルファウルの回数を表示する。3回目のパーソ
ナルファウルや残り時間中退水を犯した選手については色分けなど
の方法でわかるように表示する。

L. センターボールリング

各ピリオドの開始時にセンターボールが正常に放たれるように装
置を操作する。

M. ボールキーパー

アシスタントレフリーの指示により、シュートミスなどで競技場
外に出たボールを所定の場所にストックしておく。

ゴールスローなどでコート内の選手にボールを投げ入れるのはあ
くまでアシスタントレフリーの任務であり、ボールキーパーは補佐
役に徹すること。

全ての競技役員は、常に研修に心掛け、よりよい競技運営のため
的確に任務を遂行できるよう配慮すること。

ガイドライン

(1) 施設

以下の施設ガイドラインおよび視察については、国際大会をケースにしたものであって、国内ではその大会の規模によって考慮することもできる。

競技施設などの確認点

1. 競技規則にのっとったプールの大きさ、深さ
2. 水温、水質
3. センターボール用器具
4. フィールドロープ。ゴールライン、2 m、5 m、6 m、ハーフライン、ゴールエリア標識など
5. 審判台のサイズと状態
※全国規模の大会では、90cm 以上の幅、30cm 以上の高さを必要とする。
6. 練習場
7. ベンチ：雨や日光に対して対策がなされているか。競技者などによって動かせないように固定されているか。
8. 照明施設、音響設備
9. 計時システム、得点・パーソナルファウル表示板
10. 更衣室、休憩室など
11. 応急施設、医師の配置など、ドーピングコントロールとの関連
12. 用具類（試合使用球の数・空気圧、帽子、旗、記録用紙、通信機器、ビデオ設備など）
13. デレゲート、審判審査員のための席（競技役員と同列）
14. 競技役員などの席
15. レフリー、競技役員控え室

16. 選手席の確保
17. 会議室
18. コピー機など
19. 報道関係者対策
20. 開・閉会式準備
21. 関係者の輸送

(2) 本部席配置図 (例)

プール

※コートセンターに近い位置で両チームのベンチ、ゲームクロック・ショットクロックを含め競技の全てが見渡せる位置に設置する。

1	2	3	4	5	6	7
審判審査 デレゲート	パーソナル ファウル 記録	パーソナル ファウル 退水時間	ショット クロック	ゲーム クロック	記録	通告
競技の統括	PF 回数の チェックと 管理	退水時間の チェックと 入水合図	保有時間の 計測 テーブルの 統括	試合時間の 計測	得点、退水 などの記録	場内 アナウンス
審査用紙 デレゲート 用紙	PF 記録紙	タイマー 旗 (赤白青黄) 笛	30 秒・20 秒 タイマー	タイマー タイムアウト タイマー	記録用紙	マイク メンバー表

スポッター

※上記は、基本的な配置であるので、電動装置（計時システムなど）などの状況に応じて合理化を図ることが望ましい。ただし、「通告と記録とゲームクロック」は職務の性質上、近い位置に配置することが望ましい。

(3) 競技用備品リスト

<本部席周辺>

10人以上が座るためのテーブルとイス
ゲームクロック、ショットクロック、タイムアウト1分計（計時システム）
得点表示板・パーソナルファウル表示板
ストップウォッチ4個以上
ホイッスルまたはブザー2個
エアホーン2個（タイムアウト請求用）
ステープラー、テープ、筆記具など
セクレタリー用 旗（赤、白、青、黄）
拡声装置、音響設備
各種記録用紙 および フォルダ（濡れ防止および整理用）
修正液
イエローカード・レッドカード（2セット）
ボール用気圧計

<設備>

フィールドロープ 所定の色
ゴール 一対
2 m、5 m、6 m、ハーフライン表示標識
センターボール装置
審判台 サイドラインと同じ色分け（カバーシートでも可）
幅約1 m、長さ32 m、両サイド
アシスタントレフリー用イス ボール保持台（カゴ） 2セット
ボール（数は試合数による）
インカム（レフリー2名・デレゲート・VARの計4台）
ビデオ撮影・再生設備

大会名:

XXXX年度 XX選手権 水球競技

チームNo.

1

会場

〇〇国際水泳場

日付

XXXX年X月XX日

開始時刻

10:00

Officials

審判1: 〇〇〇〇
 審判2: 〇〇〇〇
 審判長: 〇〇〇〇
 レフェリート: 〇〇〇〇
 記録: 〇〇〇〇
 PF管理: 〇〇〇〇
 試合時間: 〇〇〇〇
 試合内容: 〇〇〇〇
 AR1: 〇〇〇〇
 AR2: 〇〇〇〇

水球競技記録用紙

時間	番号	色	記録	得点	時間	番号	色	記録	得点
5:32	2	W	E	-	3:11	1	B	P	-
4:40	3	W	G	1-0	3:11	3	W	PG	7-7
4:00	2	B	G	1-1	0:30	6	W	SR	
1:20	W	TO	-	-	0:20	HC	W	YC	
1:10	3	B	E	-	0:15	C	B	RC	
5:22	4	W	E	-	2	W	PG	8-7	
5:21	B	TO	-	-	5	B	PG	8-8	
5:15	2	B	EG	1-2	3	W	PG	9-8	
4:50	6	W	G	2-2	2	B	PG	9-9	
3:55	4	W	G	3-2	4	W	X		
3:40	3	B	G	3-3	8	B	PG	9-10	
3:20	3	B	G	3-4	5	W	PG	10-10	
3:00	3	B	E	-	6	B	PG	10-11	
2:50	3	B	P	-	7	B	PG	11-12	
7:32	2	W	G	4-4					
6:10	1	W	E	-					
6:09	4	B	EG	4-5					
3:01	4	B	SV	-					
2:50	2	W	P	-					
6	B	#							
7:40	5	B	G	4-6					
7:10	5	B	G	4-7					
6:00	8	B	E	-					
5:50	3	W	EG	5-7					

(記入例) #形分-本、G得点、EG遠水得点、PG本形得点、PSO遠水得点、Pへ入射がOK、SR入り時間、WC、SV違犯行為、TOがOK、RCがOK、TCがOK

White Caps

◇◇水球クラブ

チーム名	監督	コーチ1	コーチ2
〇〇〇〇	〇〇〇〇	△△△△	□□□□

No	選手氏名	Personal Fouls				得点			
		1	2	3	4	1	2	3	4
1	▽▽▽▽	ES							
2	▽▽▽▽	E1	P3						
3	▽▽▽▽	E2					T		
4	▽▽▽▽	E2							
5	▽▽▽▽	SR4							
6	▽▽▽▽								
7	▽▽▽▽								
8	▽▽▽▽								
9	▽▽▽▽								
10	▽▽▽▽								
11	▽▽▽▽								
12	▽▽▽▽								
13	▽▽▽▽								
合計		1	2	1	3	4			

Blue Caps

◆◆水球クラブ

チーム名	監督	コーチ1	コーチ2
〇〇〇〇	〇〇〇〇	△△△△	■ ■ ■ ■

No	選手氏名	Personal Fouls				得点			
		1	2	3	4	1	2	3	4
1	X X X X	P4							
2	X X X X	E1	E2	P2	T				
3	X X X X	SV3							
4	X X X X								
5	X X X X				T				
6	X X X X								
7	X X X X								
8	X X X X	E4							
9	X X X X								
10	X X X X								
11	X X X X								
12	X X X X								
13	X X X X								
合計		1	3	1	3	1	2	1	5

結果	1	2	3	4	PSO	Total
白	1	2	1	3	4	11
青	1	3	1	2	5	12

開始時刻	終了時刻
10:01	11:05

審判長	審判1	審判2
レフェリート		

水球競技 パーソナルファウル管理用紙

ゲームNo _____

大会名 _____

日時 _____

会場 _____

審判1 _____

審判2 _____

記録者 _____

チーム名		帽子							チーム名		帽子	
		白									青	
No	氏名	1	2	3	計	No	氏名	1	2	3	計	
1						1						
2						2						
3						3						
4						4						
5						5						
6						6						
7						7						
8						8						
9						9						
10						10						
11						11						
12						12						
13						13						

1	2	タイムアウト	1
			2

ファウルの種類 (E:退水(20秒)、P:ペナルティファウル、SR:残時間退水、SV:乱暴行為)、ピリオド、時間を記録する。 例: E 1-5'03、P 3-2'54

通告記録用紙

大会名

試合

本日の

ゲームNo

開始時刻

審判1

審判2

審判審査

デレゲート

通告

	白	青
1		
2		
3		
4		
PSO		
計		

白

青

No	Cap	名前	フリガナ	PF	得点			
					1	2	3	4
1番GK								
2番								
3番								
4番								
5番								
6番								
7番								
8番								
9番								
10番								
11番								
12番								
13番GK								
監督								

No	Cap	名前	フリガナ	PF	得点			
					1	2	3	4
1番GK								
2番								
3番								
4番								
5番								
6番								
7番								
8番								
9番								
10番								
11番								
12番								
13番GK								
監督								

デレゲート用紙

大会名: _____

<白>

日時: _____

Game No. _____

<青>

Cap No.	PERSONAL FOULS				GOALS				PSO
	1	2	3	4	1	2	3	4	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									

Cap No.	PERSONAL FOULS				GOALS				PSO
	1	2	3	4	1	2	3	4	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									

TIMEOUT	
1	
2	

PSO	

得点	得点	
	白	青
1		
2		
3		
4		
PSO		
計		

PSO	

TIMEOUT	
1	
2	

(記入例)
 #セカボール、G:得点、EG:退水時得点、PG:ペナルティ得点
 E:退水、P:ペナルティアウル、SR:残り時間退水、SV:乱暴行為
 RC:レッドカード、YC:イエローカード

審判1:
 審判2:
 審判審査:

開始時刻 _____

終了時刻 _____

デレゲート: _____

年 月 日

(公財) 日本水泳連盟
水球委員長 様

(公財) 日本水泳連盟
公認水球審判員

出場停止判定報告書

1. 大会名 : _____

2. 場所 : _____

3. 期日 : _____ 年 月 日

4. ゲーム : No. _____ 白 : _____ 対 青 : _____

5. 時間 : 第 _____ ペリオド _____ 分 秒

6. 状況 : _____ 白・青 _____ チーム : _____

選手・監督・コーチ _____ 氏名 : _____ による

審判に対して侮辱する発言

再三の指示に従わない

乱暴行為

不行跡

その他

_____ がありました。その行為に対して出場停止を伴うレッドカード判定をいたしました。

審判・デレゲート サイン

※大会主催者の措置

例 : 「1試合の出場停止 (対象試合 ゲームNo.** 対○○チーム)」

※出場停止試合数は懲戒規程による

以上

年 月 日

チーム責任者 様
加盟団体： 水球委員長 様

(公財)日本水泳連盟
水球委員長
(公印省略)

出場停止通知書

下記の通り、貴団体所属の _____ さん に出場停止を伴うレッドカード判定がありました。つきましては、処分内容・出場停止試合についてご確認いただき、担当者へ連絡願います。
出場停止処分は、本人が当該チームのスタッフまたは選手として出場する試合が対象です。
チームスタッフが出場停止の場合、当該試合においては出場停止者数分のスタッフを減らさなければいけません。
選手が出場停止の場合、出場選手としてチームリストに登録されており、出場停止処分を受けていない選手を補充することができます。

記

1. 大会名： _____
2. 場所： _____
3. 期日： _____ 年 月 日
4. ゲーム： No. _____ 白： _____ 対 青： _____
5. 時間： 第 _____ ビリオド _____ 分 秒
6. 状況： _____ 白・青 チーム： _____

選手・監督・コーチ 氏名： _____ による
審判に対して侮辱する発言
再三の指示に従わない
乱暴行為
不行跡
その他

7. 大会主催者の措置
例：「1試合の出場停止 (対象試合 ゲームNo.** 対○○チーム)」 ※出場停止試合数は懲戒規程による

8. 加盟団体の対応
当該競技会以降の試合が対象となった場合、報告願います。

以上

西暦 年 月 日

デレゲート 殿

■抗議申立者

チーム名	
代表者	(役職:)

抗議書

大会名	大会名:	ゲーム No.
	白 () 対 青 ()	
抗議内容	(事象の内容・対象者・抗議内容・根拠を明記すること)	

上記について、水球競技一般規則第3条に基づき、抗議料 50,000 円を添えて、抗議を申し立てます。

受 理	時 分	デレゲート署名
判 定 お よ び 理 由	1:棄却 2:承認	

-----キトリ-----

領収証

西暦 年 月 日

¥ 50,000.-

但し、抗議料として。

- ※ 抗議料は、承認された場合、返金いたします。
- ※ 裁定結果が報告されるまで大切に保管してください。
担当印（サイン）無きは無効。

担当

公益財団法人 日本水泳連盟

〒150 - 8050
東京都新宿区霞ヶ丘町 4 - 2
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 8 階
Tel : 03-6812-9061 FAX : 03-6812-9062

水球一般規則 抗議書式 2023年4月

肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程

(総 則)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）競技者資格規則第7条第2項第1号の肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者（以下「除外認定競技者」という。）について定める。

(除外認定競技者)

第2条 除外認定競技者は、オリンピック及び世界水泳選手権大会（50 m）のメダリストで、本連盟において肖像等の商業的使用が相当と認められる者とする。

(費用負担義務)

第3条 除外認定競技者は、本連盟が実施する海外派遣及び合宿等に参加する場合は、その実費相当額を負担する義務を負う。

(本連盟への活動・行事の優先)

第4条 所属企業を含む肖像等の使用契約企業がある場合にも、水泳日本代表選手としての活動・行事に参加する限りにおいては、本連盟スポンサーがすべてに優先される。

- 2 除外認定競技者としての肖像等の使用契約に際しては、原則として本連盟スポンサー及び本連盟スポンサーと競合する企業との契約は禁止する。
- 3 世界水泳連盟（World Aquatics GR 規則）の禁止する業種及び公序良俗に反する業種との肖像等の使用契約は禁止する。

(申請方法)

第5条 除外認定競技者になることを希望する者は、本連盟が定める手続に従い競技者資格審査委員会にその旨を申請する。

- 2 前項の申請に基づき競技者資格審査委員会は速やかに審査

を行い、理事会にその結果を報告する。

- 3 前2項の手続きを経た後、理事会において承認された者は、除外認定競技者の資格を得るものとし、本連盟は速やかに申請者に理事会決議の結果を通知する。

(不服審査会)

第6条 前条第3項の通告の後、2週間以内に当事者本人より決議に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

- 2 前項の審査会の構成はつぎのとおりとする。

(1) 委員長

(2) 委員長が特に指名した者

- 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(除外認定競技者の取消)

第7条 除外認定競技者である事由が消滅した場合及び除外認定競技者であることが不適当となったときは、除外認定競技者本人又は本連盟は競技者資格審査委員会を経由し、理事会に対し除外認定競技者の取消申請を行うことができる。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

- 2 本規程は、2013（平成25）年6月23日より一部改定施行する。

- 3 本規程は、2023（令和5）年4月1日より一部改定施行する。

肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者申請書

公益財団法人 日本水泳連盟 競技者資格規則第7条第1項において定められる競技者に禁止される商行為（自己の肖像等を広告媒体物に使用させること）に関し、「肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程」を理解し、競技者資格規則第7条第2項第1号に規定する除外認定競技者となることを申請致します。

申請者 所属

氏名

印

住所

電話

20 年 月 日

上記申請者を除外認定競技者として承認します。

受理者 役職

氏名

印

20 年 月 日

競泳競技会において着用又は携行することができる 水泳用品、用具のロゴマーク等についての取扱規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）競技者資格規則第6条第1項第1号及び競泳競技規則第15条に規定するロゴマーク（商標・商標名の総称）等の取り扱いに関することを定める。

(ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員（以下「競技者等」という。）は、競技会の会場内（招集所出口からテーブル・植栽・柵・チェーン・パーテーション等の造作物で仕切られた範囲内）で着用する水着及びウエアー・持ち物等に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、つぎのとおり取り扱う。

(1) 水着及びウエアー・持ち物等には、それぞれ利用の異なる毎に、次の名称・マークを付けることができる。

- 1) 自分の氏名や所属チームの名称・マーク
- 2) オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク
- 3) 国旗・国または地域の名称、都道府県や市町村の名称・マーク
- 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの
- 5) 水着には、30cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーロゴマークを1個及びメーカーロゴマー

クをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、相互に隣接して付けてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる

前記1)～4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、水着に付ける所属チーム等の名称・マークは50cm²以内で1個とする

6) ウェアーには、40cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる

7) その他持ち物には、20cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる

(2) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦×横で面積を求める。

(スポンサーロゴマークの取り扱い)

第3条 スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商標等とする。

ただし、タバコ及びソフトアルコール（アルコール度数15%未満）以外のアルコール並びに本連盟のスポンサー・パートナーに登録されている企業は除く。

(2) スポンサーロゴマークの取り扱いは、登録団体に対する商標等とし、個人に対する取り扱いはできない。尚、スポンサー企業は、1登録団体につき1社とする。

(3) 本規程は、競技者等がスポンサーロゴマークを付し

て競技することを定めたものであり、競技者資格規則第7条に規定された、競技者に禁止される商行為を行なってはならない。

(スポンサーロゴマークの申請)

第4条 スポンサーロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「スポンサーロゴマークの使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団体長を経由して、本連盟宛に提出し承認を得なければならない。

(2) スポンサーロゴマークは、所定の手続きにより、年度途中で変更、抹消、新規申請をすることができる。

(スポンサーロゴマークの承認手続)

第5条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認した上、申請者への承認通知を送付する。

(登録の期限)

第6条 スポンサーロゴマークの有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

継続して使用する場合も、第4条により再度申請をしなければならない。

(改 廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附則1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

尚、飛込、水球、アーティスティックスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法の各競技規則についても本規程を準用する。

- 2 本規程は、2016(平成28)年2月28日より一部改訂施行する。
- 3 本規程は、2017(平成29)年4月1日より一部改訂施行する。
- 4 本規程は、2018(平成30)年4月1日より一部改定施行する。
- 5 本規程は、2019(平成31)年3月10日より一部改定施行する。
- 6 本規程は、2023(令和5)年4月1日より一部改定施行する。

【大切なことですから、本欄を読んで必ず守ってください】

2023年4月1日

公益財団法人 日本水泳連盟

I 宣伝・広告の媒体について

本連盟では選手や役員のみなさんが宣伝・広告の媒体とならないように競技会の会場内（招集所出口からテーブル・植栽・柵・チェーン・パーテーション等の造作物で仕切られた範囲内）で着たり、持ち込んだりするもの、たとえば水着やシャツ、トレーニングウェア、バッグなどのロゴマーク（商標・商標名の総称）などについて次のように制限をしています。よく読んで必ず守ってください。

1 ついていてもよいもの

- (1) 自分の氏名、エントリーした所属（チーム・学校・クラブ等）の名称・マーク。
- (2) オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク。
- (3) 国旗・国または地域の名称、都道府県や市町村の名称・マーク。
- (4) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの。
- (5) 水着・ウェア等のメーカーのロゴマーク。
- (6) 事前承認を得たスポンサーのロゴマーク。

2 それぞれの大きさと数

それぞれの大きさ（サイズ）は着用前の面積とします。採寸方法は正方形または長方形とみなし、縦×横で面積を求めます。それぞれの面積は最大を示し、その範囲内であれば大きさに規定はありません。

ロゴマークの種類／用途	水着についてよい大きさと数	ウェアについてよい大きさと数	その他のものについてよい大きさと数
上記の(1)～(4)	競泳は50cm以内で1カ所。 競泳以外の競技は大きさと数に制限はなし。	大きさと数に制限はなし。	大きさと数に制限はなし。
メーカーのロゴマーク	メーカーロゴまたはマークは30cm以内で1カ所。(注1)	メーカーロゴは40cm以内で1カ所。マークは20cm以内であれば、いくつ、ついていてもよい。	メーカーロゴは20cm以内で1カ所。マークは20cm以内であれば、いくつ、ついていてもよい。
事前承認を得たスポンサーのロゴマーク	30cm以内で1カ所。	40cm以内で1カ所。	20cm以内で1カ所。

注1 ワンピース水着の場合は、ウエストより上に1つウエストより下に1つ許され、ツーピース水着の場合は、上部に1つ下部に1つが許される。ただし、これらのロゴマークは相互に隣接して置くことはできない。

II 国内競技会での競泳水着の取り扱いについて

本連盟ならびに加盟団体が主催する競技会（公式競技会）と公認された競技会（公認競技会）の競泳競技において、着用できる水着は下記の通りです。

- 1 世界水泳連盟（World Aquatics）の公認した水着を着用すること。
※規定に外れる水着を着用して泳いだ場合の記録は、各公式・公認競技会において参考記録扱いとなり、決勝への出場および全国大会や国際大会の標準突破記録として認められず、本連盟のランキングにも反映されません。
- 2 着用できる水着は1枚のみとし、水着の重ね着は禁止します。
- 3 水着へのテーピングおよび2次加工は禁止します。
※水着の重ね着、水着へのテーピングおよび2次加工の規定に違反した場合は失格となります。



プール公認規則（抜粋）

第4章 公認水球プール

第1節 通 則

第91条（公認水球プールの種類）

公認水球プールとは、国内基準による国内基準水球プール（以下、「国内水球プール」という）および国際基準水球プール（以下、「国際水球プール」という）とする。

第92条（プールおよび競技エリア）

① プールは長方形とし、競技エリア（以下、「フィールド」という）の大きさは、次の通りとする。

フィールド全体 男子 30.60m × 20.00m

女子 25.60m × 20.00m

ゴールライン間 男子 20.00m以上 30.00m以下

女子 20.00m以上 25.00m以下

プール幅：男女とも 10.00m以上 20.00m以下

② フィールドを50m競泳プール内に設ける場合、プール中央に設けることが望ましい。なお、主催者により、上記エリア寸法の例外を認めることができる。

第93条（標識およびサイドライン）

① フィールドの両サイドには明瞭に識別できる次の標識を設置しなければならない。

- | | |
|---------------------|----|
| 1. ゴールラインの位置 | 白色 |
| 2. ゴールラインから各2.0mの位置 | 赤色 |
| 3. ゴールラインから各5.0mの位置 | 赤色 |
| 4. ゴールラインから各6.0mの位置 | 黄色 |

- | | |
|---------------|----|
| 5. ゴールライン間の中央 | 白色 |
|---------------|----|
- ② サイドライン(フィールドロープ等)の色は次の通りとする。
- | | |
|------------------------|----|
| 1. バウンダリーラインからゴールラインの間 | 白色 |
| 2. ゴールラインから2.0mラインの間 | 赤色 |
| 3. 2.0mラインから6.0mラインの間 | 黄色 |
| 4. 6.0mラインからハーフラインの間 | 緑色 |
| 5. ゴールラインから各5.0mの位置 | 赤色 |
- ③ バウンダリーラインには、退水時再入水エリアを示すためベンチサイドコーナーから各2.0mの位置までを赤色としなければならない。ゴールエリアを示すために各々のゴールポストの外側から2mのバウンダリーライン上を赤色としなければならない。

第94条(バウンダリーライン)

各ゴール後方のフィールドの境界を示すバウンダリーラインは、ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。

第95条(レーンロープ)

最小直径は0.06メートル、最大直径は0.12メートルとする。

第96条(ゴールラインとプール壁との距離)

各ゴールラインと後方のプール壁との距離は1.66m以上とする。

第97条(ゴール)

- ① ゴールポストとクロスバーは、木、金属又はプラスチック製であって、その断面はゴールラインに接する面が一辺80mmまたは75mmの長方形のもので白色に塗装されたものでなければならない。
- ② ゴールポストは垂直に強固に固定されており、その前面はゴールラインに接し、フィールドの左右両端からそれぞれ等距離にななければならない。また、バウンダリーラインや障害物から少なくとも0.3m離さなければならない。

第101条（水温）

水温は、25℃以上 27℃以下とする。

第2節 国内水球プール

第102条（照明）

フィールド内の水面上 1 m の照度は 600 ルクス以上とする。

第103条（屋内プールの天井の高さ）

天井の高さの下限は設けない。

なお、最新のプール公認規則については、（公財）日本水泳連盟のホームページ（<http://www.swim.or.jp/>）を確認すること。